



MAKE BEYOND
つくるを拓く

第122回 定時株主総会招集ご通知

日時

2026年6月29日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前9時予定）

場所

東京都港区港南2丁目15番2号
品川インターシティB棟
当社本社（3階講堂）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度の継続
及び一部改定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

ご出席の株主様へのお土産の配布はいたしませんので、
何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

株式会社大林組

証券コード：1802

株主の皆様へ



平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。
第122回定時株主総会を2026年6月29日（月曜日）
に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいた
します。

2026年5月

代表取締役社長 兼 CEO **佐藤俊美**

大林組基本理念

企業理念

— 大林組がめざす姿、社会において果たすべき使命 —

「地球に優しい」リーディングカンパニー

- 1 優れた技術による誠実なものづくりを通じて、空間に新たな価値を創造します。
- 2 地球環境に配慮し、良き企業市民として社会の課題解決に取り組みます。
- 3 事業に関わるすべての人々を大切にします。

これらによって、大林組は、持続可能な社会の実現に貢献します。

企業行動規範

— 企業理念の実現を図り、すべてのステークホルダーに信頼される企業であり続けるための指針 —

1 社会的使命の達成

- (1) 良質な建設物・サービスの提供
- (2) 環境に配慮した社会づくり
- (3) 人を大切にする企業の実現
- (4) 調達先との信頼関係の強化
- (5) 社会との良好な関係の構築

2 企業倫理の徹底

- (1) 法令の遵守及び良識ある行動の実践
- (2) 公正で自由な競争の推進
- (3) ステークホルダーとの健全な関係の維持
- (4) 反社会的勢力の排除
- (5) 適正な情報発信と経営の透明性の確保

三箴(さんしん)

— 創業以来、受け継がれてきた精神 —

良く、安く、速い

創業以来100年以上にわたる歴史の中で、ものづくりにおいて大切に受け継いできた精神。そして、大林組が、新しい価値の創造に向けて挑戦し続けるうえで、これからも変わることなく大切にしていける精神です。

目次

招集ご通知	第122回定時株主総会招集ご通知 …………… 3
	議決権行使のご案内 …………… 5
	株主総会ライブ配信のご案内 …………… 7
株主総会参考書類	第1号議案 剰余金の処分の件 …………… 9
	第2号議案 取締役10名選任の件 …………… 10
	第3号議案 監査役3名選任の件 …………… 17
	第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度の継続及び 一部改定の件 …………… 22
	第5号議案 監査役の報酬額改定の件 …………… 28
事業報告	当社グループの現況に関する事項 …………… 29
	株式に関する事項 …………… 46
	新株予約権等に関する事項 …………… 47
	会社役員に関する事項 …………… 48
	会計監査人に関する事項 …………… 62
	業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要 …………… 63
連結計算書類	連結貸借対照表 …………… 67
	連結損益計算書 …………… 68
計算書類	貸借対照表 …………… 69
	損益計算書 …………… 70
監査報告書	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 …………… 71
	計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 …………… 73
	監査役会の監査報告書 謄本 …………… 75
ご参考	ニュース&トピックス …………… 77
	株主メモ …………… 78

証券コード：1802

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日 2026年5月28日)

株 主 各 位

東京都港区港南2丁目15番2号

株 式 会 社 大 林 組

代表取締役社長 兼 CEO 佐藤 俊美

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、株主の皆様の利便性を考え、インターネットによるライブ配信を実施いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご出席願えない場合もしくはライブ配信をご視聴いただく場合は、事前に書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月26日（金曜日）午後5時15分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

ご出席の株主様へのお土産の配布はいたしませんので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



記

1 日 時	2026年6月29日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定）
2 場 所	東京都港区港南2丁目15番2号 品川インターシティB棟 当社本社（3階講堂） (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)
3 目的事項	報告事項 第122期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の内容 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度の継続及び一部改定の件 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

株主総会資料の電子提供に関するお知らせ

- ◎本総会の招集に際しては、本招集ご通知のご送付とあわせて、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、電子提供措置をとっております。
- ◎電子提供措置事項につきましては、以下のウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト	URL: https://ir.obayashi.co.jp/ja/ir/stock/shareholder-meeting.html	
東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)	下記のURLにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に【大林組】、または「コード」に【1802】を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。 URL: Show</td><td>	
株主総会資料掲載ウェブサイト	URL: https://d.sokai.jp/1802/teiji/	

- ◎法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主様への交付書面にも記載を省略しております(電子提供のみ)。
 - ①連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ②計算書類のうち株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨並びに修正前及び修正後の事項を上記のウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会に関するご留意事項

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、委任状のご提出が必要となりますので、ご了承下さい。
- ◎手話通訳や介助が必要な株主様は、通訳者や介助者を1名に限り同伴してご出席いただくことができます。ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問をしたりすることはできませんので、ご了承下さい。
- ◎車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。入場の際は係員がご案内いたしますので、品川インターシティB棟2階エスカレーター前の係員にお申し付け下さい。また、会場施設にはバリアフリートイレを設置しております。
- ◎本総会の決議のご報告は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本総会は、インターネットによるライブ配信を実施させていただきます。また、ライブ配信の映像は一部を除き上記の当社ウェブサイトにて事後配信させていただきます。
事後配信開始日時：2026年7月1日(水曜日)午前10時(予定)
- ◎やむを得ない事情により入場可能員数の大幅減など株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権行使のご案内

次の3つの方法にて、議決権を行使いただけます。


株主総会へのご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

開催日時
2026年6月29日(月曜日)
午前10時
 (受付開始：午前9時予定)


書面（郵送）による議決権行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記行使期限までに到着するようにご返送下さい。

行使期限
2026年6月26日(金曜日)
午後5時15分まで

インターネットによる議決権行使



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限
2026年6月26日(金曜日)
午後5時15分まで

詳細は次頁をご参照下さい。

■ 議決権行使書用紙のご記入方法

ここに、議案の賛否をご記入下さい。
第1号議案、第4号議案及び第5号議案

- ・賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ・反対の場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案及び第3号議案

- ・全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ・全員反対の場合 → 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に「賛」の欄に○印をし、かつこの内に反対される候補者の番号を記入

議決権行使書
 株式会社 大林組 御中

議決権の数 株

議案	取案に対する賛否	
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否
第3号議案	賛	否
第4号議案	賛	否
第5号議案	賛	否

議決権の数 株

議決権の数に1単位ごとに1個となります。

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使ください。
- 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようにご返送いただく方法
- スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト(https://www.te.midea.jp)に以下のID、パスワードにてログイン後、期限までに議決権を行使いただく方法
- 紙票もご利用いただけます。

ログイン用QRコード

QRコード

株式会社 大林組

(ご注意)
 当社は、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

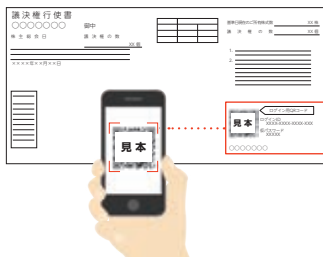
当日ご出席の場合は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックして下さい。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※ 仮パスワードは、株主様にて議決権行使ウェブサイトにて任意のパスワードへ変更可能です。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会ライブ配信のご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

1 配信日時

2026年6月29日（月曜日） 午前10時～株主総会終了時刻

※天変地異等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。当日ライブ配信が実施できなくなった場合は、当社ウェブサイト

(<https://ir.obayashi.co.jp/ja/ir/stock/shareholder-meeting.html>) によりご案内させていただきます。

2 ライブ配信URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）

URL : <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>



【株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のアクセス方法ご案内】

(1) 株主様認証画面（ログイン画面）

ログインIDとパスワードは、「議決権行使書」の右側（副票）の下に記載しているものを使用します。

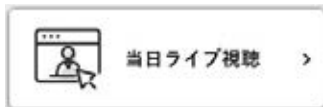
↑ 議決権行使書の右側（副票）

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にアクセスして下さい。

- ① 「議決権行使書」の右側（副票）の下に記載のログインIDとパスワードを入力して下さい。
※議決権行使ウェブサイトの仮パスワードは、任意のパスワードに変更可能ですが、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」では変更後のパスワードが引き継がれません。そのため、「議決権行使書」の右側（副票）下部の仮パスワードを継続してご利用いただきますので、「議決権行使書」の右側（副票）はお手許にお控えいただきますようご留意下さい。
- ② 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックして下さい。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックして下さい。

(2) ポータルサイト

- ・ログイン後の画面（ポータルサイト）に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックして下さい。



- ※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。
- ・ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックして下さい。
- ・当日ライブ視聴ページが表示されます。

ライブ配信に関するご留意事項

- ◎ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、ライブ配信のご視聴からは行うことはできません。**
- ◎**議決権行使につきましては、行使期限にご留意いただき、本招集ご通知5頁及び6頁にてご案内の書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使の方法により事前にご行使下さいますようお願い申し上げます。**
- ◎ライブ配信のご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただき、代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ◎ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承下さい。
- ◎ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ◎議決権行使書用紙を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承下さい。
- ◎**当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとします。が、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。**あらかじめご了承下さい。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」
に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-676-808
(通話料無料/受付時間 土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時。
ただし、株主総会当日は午前9時～株主総会終了時刻)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上に向けて、建設産業の担い手減少が見込まれる中で、安全と品質を最優先に建設業の社会的使命を果たし続けるため、人材・DX・技術への投資や生産力拡充のための投資を強化し持続可能な利益を創出するとともに、競争優位を確立できる領域において機会を捉えた成長投資等を積極的に実行し利益の拡大を図ります。資本効率性の向上の観点から、建設事業及び関連する当社グループの事業の成長に合わせ、事業ごとの投下資本を設定し、各事業の資本構成を検討したうえで自己資本の必要額を設定し、戦略的な株主還元を実施します。

普通配当については、長期安定配当の維持を第一に、「自己資本配当率（DOE）5%程度」を目安とした配当を行う方針としております。

<参考：「自己資本配当率（DOE）5%程度」に基づく普通配当>

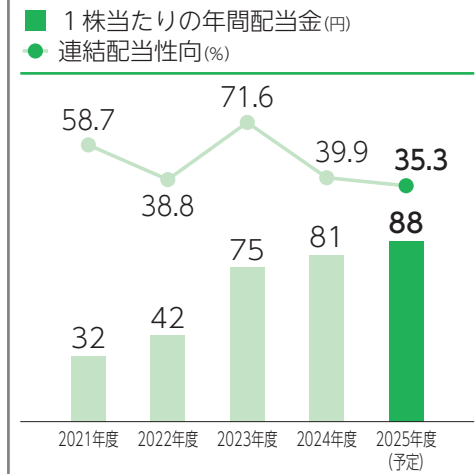
$DOE 5\% = \{(\text{前期末自己資本} + \text{当期末自己資本}) \div 2\} \times 5\% \rightarrow \text{普通配当総額（中間+期末）の目安}$

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき47円とさせていただきます。これにより、中間配当金41円を加えた年間配当金は、前期比7円増額の1株当たり88円（DOE 5.1%、連結配当性向35.3%）となります。

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金銭
- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
及びその総額
1株につき47円 総額32,347,074,516円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月30日

(参考) 配当の推移



第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員（うち社外取締役5名）の任期が満了いたします。

つきましては、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役10名（うち女性3名、社外取締役6名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における 地位及び担当	取締役会出席回数 (2025年度)	取締役在任年数 (本総会終結時)
1	おおばやし たけお 大林 剛郎	再任	取締役会長 兼 取締役会議長	15/15回	43年
2	さとう としみ 佐藤 俊美	再任	代表取締役 社長 兼 CEO	15/15回	8年
3	ささき よしひと 佐々木 嘉仁	再任	代表取締役 副社長執行役員 担当：土木全般・土木本部長	13/13回	1年
4	もりた やすお 森田 康夫	新任	副社長執行役員 担当：安全・建築全般・建築本部長 兼 環境経営統括室担当	—	—
5	おりい まさこ 折井 雅子	再任 社外 独立	社外取締役	15/15回	6年
6	かとう ひろゆき 加藤 広之	再任 社外 独立	社外取締役	15/15回	5年
7	くろだ ゆきこ 黒田 由貴子	再任 社外 独立	社外取締役	15/15回	4年
8	しめ ひろゆき 注連 浩行	再任 社外 独立	社外取締役	15/15回	2年
9	いげかわ よしひろ 池川 喜洋	再任 社外 独立	社外取締役	15/15回	2年
10	とみた みどり 富田 みどり	新任 社外 独立	—	—	—

- (注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 佐々木嘉仁氏の取締役会出席回数は、2025年6月26日開催の第121回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。
- 3 折井雅子氏、加藤広之氏、黒田由貴子氏、注連浩行氏、池川喜洋氏及び富田みどり氏は、社外取締役候補者であります。また、6氏は当社が定める「社外役員候補者の選定要件」(19頁参照)を満たしており、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- 4 当社は折井雅子氏、加藤広之氏、黒田由貴子氏、注連浩行氏及び池川喜洋氏と、会社法第423条第1項の責任について、5氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、本総会において5氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。
- また、本総会において富田みどり氏が選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5 当社は、優秀な人材確保と職務執行の過度な萎縮防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、電子提供措置事項のうち事業報告「4（4）役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の概要等」に記載のとおりであります。取締役候補者のうち再任の候補者及び森田康夫氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となる予定であります。また、富田みどり氏については、選任後、被保険者となる予定であります。
- 6 当社が代表者を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」にて2024年10月4日に発生した労働災害に関し、当社社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたことについて、当社及び当社社員2名が、2026年3月24日付で鹹沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けました。折井雅子氏、加藤広之氏、黒田由貴子氏、注連浩行氏及び池川喜洋氏は社外取締役として在任中、本事業の発生以前から取締役会での報告聴取並びにこれらに対する意見表明等を通じて、各取締役の業務執行状況及び内部統制システムの運用状況を監視、監督するなど、法令違反等の予防を行ってまいりました。
- また、当該事案判明後は、再発防止に向けた実効性のある取組みを行うよう提言しており、その職責を十分に果たしております。
- 7 黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は松本由貴子、富田みどり氏の戸籍上の氏名は長島みどりであります。

＜スキルマトリックス＞

候補者 氏名	建設 事業	中長期経営 戦略 事業ポートフォリオ 戦略	ESG サステナビリティ	人材 マネジメント	グローバル ビジネス	マーケティング	コーポレート ファイナンス	コンプライアンス リスク管理	企業理念 企業文化
大林 剛 郎		○			○				○
佐藤 俊 美		○		○	○	○	○	○	○
佐々木嘉仁	○	○	○	○	○	○			
森田 康 夫	○	○	○	○	○	○			
折井 雅子 社外		○	○			○		○	○
加藤 広之 社外		○			○	○	○		○
黒田由貴子 社外		○	○	○	○				○
注連 浩行 社外		○		○	○	○			○
池川 喜洋 社外		○	○		○		○		○
富田みどり 社外		○		○	○	○			○

＜スキルマトリックスの考え方＞

当社グループの持続的成長及び企業価値向上を実現するために、取締役会の意思決定及び監督機能並びに取締役の執行機能等を発揮するうえで必要なスキル（専門性、経験）を以下のとおり選定し、スキルマトリックスの項目としています。

- ・中核事業に関する意思決定、監督及び執行機能を発揮するうえで必要なスキル：
「建設事業」、「グローバルビジネス」、「マーケティング」
- ・建設以外の事業の意思決定及び監督機能を発揮するうえで必要となるスキル：
「事業ポートフォリオ戦略」、「グローバルビジネス」、「マーケティング」
- ・社会及び企業のサステナビリティを実現するための意思決定及び監督機能を発揮するうえで必要となるスキル：
「中長期経営戦略」、「ESG サステナビリティ」、「人材マネジメント」、「企業理念 企業文化（企業理念・企業文化を社内に浸透させ活力を与えるとともに企業成長の核とするために必要となる組織のリーダーとしての専門性、経験）」
- ・その他当社取締役会として特に重視すべき経営管理機能を発揮するうえで必要となるスキル：
「コーポレートファイナンス」、「コンプライアンス リスク管理」

なお、社外取締役については、特に事業進出・撤退に係る意思決定及び監督機能に関するスキルとして「中長期経営戦略事業ポートフォリオ戦略」を有することを重視しています。



1 おおばやし たけお 大林 剛郎 (1954年6月9日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社
1983年 6月 当社取締役
1985年 6月 当社常務取締役
1987年 6月 当社専務取締役
1989年 6月 当社代表取締役副社長
1997年 6月 当社代表取締役副会長
2003年 6月 当社代表取締役会長
2007年 6月 当社取締役
2009年 6月 当社代表取締役会長
2023年 4月 当社取締役会長 兼 取締役会議長 (現任)

■ 所有する当社株式の数
16,944,095株

■ 取締役在任年数
43年

■ 取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

大林剛郎氏は、1983年に取締役に就任して以降、長年にわたって取締役会メンバーとして当社の経営に参画しております。同氏は、取締役会議長として社外取締役をはじめ取締役会メンバーに対して自由な発言を促し、建設的な議論を行うための議事運営に努めるなど、コーポレート・ガバナンス上の重要な役割を担っております。このような経歴、資質を有する同氏は、引き続き当社の経営に不可欠であることから、候補者としております。



2 さとう としみ 佐藤 俊美 (1960年4月6日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2011年 1月 当社海外支店北米統括事務所副所長
2013年 4月 当社本社財務部長
2015年 5月 当社本社経営企画室長
2017年 4月 当社執行役員
2018年 6月 当社取締役
2019年 4月 当社常務執行役員
2022年 4月 当社専務執行役員
2023年 4月 当社副社長執行役員
2024年 4月 当社代表取締役
2025年 4月 当社代表取締役 社長 兼 CEO (現任)

■ 所有する当社株式の数
20,400株

■ 取締役在任年数
8年

■ 取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

佐藤俊美氏は、入社以来海外における事務業務等に従事し、2017年に執行役員に就任して以降、経営企画・人事・財務・経理・コンプライアンス等を担当するなど、当社の事務部門の責任者を務めてきました。2025年4月からは代表取締役社長 兼 CEOとして、強力なリーダーシップを発揮して当社グループの企業価値向上に貢献しております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見ともに優れており、当社のさらなる企業価値向上に必要な人物であると考え、候補者としております。



3 さ さ き よしひと 佐々木 嘉仁 (1959年8月25日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2017年 4月 当社執行役員
2018年 3月 当社大阪本店土木事業部長
2021年 4月 当社四国支店長
2022年 4月 当社常務執行役員
2023年 4月 当社土木本部長 (現任)
2024年 4月 当社専務執行役員 安全本部副本部長
2025年 4月 当社副社長執行役員 (現任)
2025年 6月 当社代表取締役 (現任)

担当：土木全般・土木本部長

取締役候補者とした理由

佐々木嘉仁氏は、入社以来土木事業に従事し、2017年に執行役員に就任して以降、大阪本店土木事業部長、四国支店長を経て、現在は土木事業を統括する副社長執行役員を務めております。また、2025年6月からは代表取締役として当社の経営に参画しております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見ともに優れており、豊富な経験に基づき、引き続き当社の取締役として十分に力を発揮できると考え、候補者としております。

- 所有する当社株式の数
10,700株
- 取締役在任年数
1年
- 取締役会への出席状況
13/13回 (100%)



4 もりた やすお 森田 康夫 (1959年8月19日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2018年 3月 当社執行役員
2019年 4月 当社東京本店建築事業部担任副事業部長
2021年 4月 当社東北支店長
2023年 4月 当社常務執行役員
建築本部長 (現任)
2024年 4月 当社専務執行役員 安全本部長
2025年 4月 当社副社長執行役員 (現任)

担当：安全・建築全般・建築本部長 兼 環境経営統括室担当

取締役候補者とした理由

森田康夫氏は、入社以来建築事業に従事し、2018年に執行役員に就任して以降、東京本店建築事業部担任副事業部長、東北支店長を経て、現在は安全と建築事業を統括する副社長執行役員を務めております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見ともに優れており、豊富な経験に基づき、当社の取締役として十分に力を発揮できると考え、候補者としております。

- 所有する当社株式の数
4,000株
- 取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
—



5 おりい まさこ 折井 雅子 (1960年10月10日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 サントリー(株)入社
2012年 4月 サントリーホールディングス(株)執行役員
2016年 4月 サントリーウエルネス(株)専務取締役
2019年 4月 サントリーホールディングス(株)顧問
(公財) サントリー芸術財団
サントリーホール 総支配人
2020年 6月 当社社外取締役 (現任)
2021年 5月 東宝(株)社外取締役 監査等委員 (現任)
2025年 4月 (公財) サントリー芸術財団 シニアアドバイザー

重要な兼職の状況：東宝(株)社外取締役 監査等委員
(株)JVCケンウッド 社外取締役 (2026年6月24日就任予定)

- 所有する当社株式の数
0株
- 社外取締役在任年数
6年
- 取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

折井雅子氏は、サントリーグループにおいて経営に携わった豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しております。同氏には、当社とは異なる事業領域の企業経営経験者としての視点とESG経営やコンプライアンスに関する豊富な知見等に基づき、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただくとともに、取締役会メンバー、推薦委員会委員長及び報酬委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくことを期待し、社外取締役の候補者としております。



6 かとう ひろゆき 加藤 広之 (1956年4月28日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 三井物産(株)入社
2010年 4月 同社執行役員
2012年 4月 同社常務執行役員
2014年 6月 同社代表取締役専務執行役員
2016年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
2018年 4月 同社取締役
2018年 6月 同社顧問
2020年 7月 同社アドバイザー
2021年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加藤広之氏は、三井物産(株)において経営に携わった豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しております。同氏には、当社とは異なる事業領域の企業経営経験者としての視点とグローバルな事業戦略構築を経験した豊富な知見等に基づき、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただくとともに、取締役会メンバー、報酬委員会委員長及び推薦委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくことを期待し、社外取締役の候補者としております。

- 所有する当社株式の数
0株
- 社外取締役在任年数
5年
- 取締役会への出席状況
15/15回 (100%)



7 くろだ ゆきこ 黒田 由貴子 (1963年9月24日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社
 1991年 1月 (株)ピープルフォーカス・コンサルティング 代表取締役
 2010年 6月 アステラス製薬(株)社外監査役
 2011年 3月 (株)シーエーシー (現 (株)CAC Holdings) 社外取締役
 2012年 4月 (株)ピープルフォーカス・コンサルティング 取締役・ファウンダー
 2013年 6月 丸紅(株)社外取締役
 2015年 6月 三井化学(株)社外取締役
 2018年 6月 (株)セブン銀行 社外取締役
 テルモ(株)社外取締役
 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)
 2022年 8月 日本オラクル(株)社外取締役 (現任)
 2024年 3月 (株)ピープルフォーカス・コンサルティング 顧問・ファウンダー (現任)
 2025年 4月 積水ハウス(株)社外取締役 (現任)
 2025年 6月 参天製薬(株)社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況：日本オラクル(株)社外取締役、積水ハウス(株)社外取締役
 参天製薬(株)社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

黒田由貴子氏は、同氏が設立した(株)ピープルフォーカス・コンサルティングにおいて経営に携わった豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しております。同氏には、当社とは異なる事業領域の企業経営経験者としての視点とサステナビリティや組織開発における豊富な知見等に基づき、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただくとともに、取締役会メンバー及び報酬委員会・サステナビリティ委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくことを期待し、社外取締役の候補者としております。

- 所有する当社株式の数
0株
- 社外取締役在任年数
4年
- 取締役会への出席状況
15/15回 (100%)



8 しめ ひろゆき 注連 浩行 (1952年2月10日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 ユニチカ(株)入社
 2003年 4月 同社執行役員
 2005年 4月 同社常務執行役員
 2008年 6月 同社取締役上席執行役員
 2012年 7月 同社取締役常務執行役員
 2014年 6月 同社代表取締役社長執行役員
 2019年 6月 同社代表取締役会長
 2022年 6月 (株)グイヘン 社外監査役 (現任、2026年6月24日退任予定)
 2023年 6月 ユニチカ(株)相談役
 2024年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

注連浩行氏は、ユニチカ(株)において経営に携わった豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しております。同氏には、経営トップの社長職等を歴任した企業経営経験者としての視点と事業戦略構築の豊富な知見等に基づき、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただくとともに、取締役会メンバー及び推薦委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくことを期待し、社外取締役の候補者としております。

- 所有する当社株式の数
200株
- 社外取締役在任年数
2年
- 取締役会への出席状況
15/15回 (100%)



9 いけがわ よしひろ 池川 喜洋 (1960年7月2日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 三菱化成工業(株) (現 三菱ケミカル(株)) 入社
 2005年 4月 MCC P T A インディア社 取締役社長
 2014年 4月 三菱化学(株) (現 三菱ケミカル(株)) 執行役員
 2015年12月 (株)三菱ケミカルホールディングス (現 三菱ケミカルグループ(株)) 執行役員
 2018年 4月 同社執行役常務
 2019年 4月 同社執行役常務 兼 三菱ケミカル(株)取締役
 2021年 4月 (株)三菱ケミカルホールディングス 代表執行役 兼 執行役常務
 2022年 4月 同社執行役エグゼクティブバイスプレジデント 兼 三菱ケミカル(株)代表取締役
 2023年 6月 三菱ケミカル(株)エグゼクティブコンサルタント
 2024年 6月 東洋製罐グループホールディングス(株)社外取締役 (現任)
 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況：東洋製罐グループホールディングス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

池川喜洋氏は、三菱ケミカルグループにおいて経営に携わった豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しております。同氏には、当社とは異なる事業領域の企業経営経験者としての視点と長期経営計画の策定やサステナビリティにおける豊富な知見等に基づき、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただくとともに、取締役会メンバー及び報酬委員会・サステナビリティ委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくことを期待し、社外取締役の候補者としております。

- 所有する当社株式の数
600株
- 社外取締役在任年数
2年
- 取締役会への出席状況
15/15回 (100%)



10 とみた 富田 みどり (1961年12月7日生)

新任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社
 2011年 7月 同社V P
 2012年 4月 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)戦略部門S V P
 2014年11月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) U X ・商品戦略・セールス&マーケティング本部V P
 2016年 4月 同社ブランドデザインプラットフォームV P
 2016年11月 同社ブランドデザインプラットフォームV P 兼 (株)フロンテッジ取締役
 2017年 3月 同社ブランドデザインプラットフォームV P 兼 (株)フロンテッジ取締役 兼 ソニー企業(株)取締役
 2021年 1月 (株)ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント 代表取締役 兼 (株)アニマックスブロードキャスト・ジャパン 取締役 兼 (株)キッズステーション 取締役
 2022年 4月 (学) ソニー学園湘北短期大学 理事 (現任)

重要な兼職の状況：(学) ソニー学園湘北短期大学 理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

富田みどり氏は、ソニーグループにおいて経営に携わった豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しております。同氏には、当社とは異なる事業領域の企業経営経験者としての視点とグローバルな事業戦略構築を経験した豊富な知見等に基づき、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただくとともに、取締役会メンバー及び報酬委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくことを期待し、社外取締役の候補者としております。

- 所有する当社株式の数
0株
- 社外取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
—

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査役（5名）のうち渡邊勲氏、山口悦弘氏及び水谷英滋氏の任期が満了いたしますので、監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。



1 たか た よしあき
高田 佳明 (1965年1月21日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2013年 4月 当社東北支店総務部長
2016年 4月 当社本社経理部長
2026年 4月 当社顧問（現任）

III 監査役候補者とした理由

高田佳明氏は、入社以来事務管理部門等に従事し、東北支店総務部長や本社経理部長を経て、現在は当社の顧問に就任しております。このような経歴を有する同氏は、能力、識見ともに優れており、事務管理部門等での豊富な経験が当社の監査に有効に機能すると思え、候補者としております。

- 所有する当社株式の数
10,300株
- 取締役会への出席状況
—
- 監査役会への出席状況
—



2 うえ だ ようへい
上田 洋平 (1960年8月4日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年 4月 建設省入省
1995年 4月 外務省在ドイツ日本国大使館 一等書記官
2003年 6月 東京都港湾局臨海開発部 開発推進担当課長
2004年 8月 東京都知事本局 調整担当部長
2006年 7月 国土交通省都市・地域整備局 特別地域振興官
2007年 7月 国土交通省関東地方整備局 建設部長
2008年 7月 国土交通省九州地方整備局 総務部長
2010年 4月 内閣府民間資金等活用事業推進室 参事官
2012年10月 国土交通省土地・建設産業局 総務課長
2015年 7月 東日本高速道路(株)管理事業本部 副本部長
2016年 6月 国土交通省関東地方整備局 副局長
2018年11月 (一社)日本建設業連合会 常務執行役
2021年 6月 同会専務理事
2024年 1月 (一財)全国建設研修センター 理事長（現任）

重要な兼職の状況：（一財）全国建設研修センター 理事長

III 社外監査役候補者とした理由

上田洋平氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり国土交通行政に携わった後、（一財）全国建設研修センター理事長として建設業に携わる人材の育成に尽力するなど豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しております。その豊富な経験と高い識見を当社の監査に反映いただくため、社外監査役の候補者としております。

- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会への出席状況
—
- 監査役会への出席状況
—



3 つじの さちこ 辻野 幸子

新任 社外 独立

(1966年6月22日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年 4月 ケミカル銀行（現 J Pモルガン・チェース銀行）東京支店 入社
1992年 4月 榊田江尻法律事務所（現 あさひ法律事務所）入社
1994年10月 センチュリー監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社
1998年 4月 公認会計士登録
2009年 5月 有限責任あずさ監査法人 パートナー
2024年 4月 中央大学商学部 特任教授（現任）

重要な兼職の状況：中央大学商学部 特任教授

社外監査役候補者とした理由

辻野幸子氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、会計の専門家である公認会計士として専門的知見及び企業会計に関する豊富な経験と優れた能力、識見、人格を有しております。その豊富な経験と高い識見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役の候補者としております。

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 取締役会への出席状況
—

■ 監査役会への出席状況
—

- (注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 上田洋平氏及び辻野幸子氏は、社外監査役候補者であります。また、両氏は当社が定める「社外役員候補者の選定要件」（次頁参照）を満たしており、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- 3 当社は高田佳明氏、上田洋平氏及び辻野幸子氏が本総会において選任された場合には、3氏と会社法第423条第1項の責任について、3氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
- 4 当社は、優秀な人材確保と職務執行の過度な萎縮防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、電子提供措置事項のうち事業報告「4（4）役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の概要等」に記載のとおりであります。在任中の監査役については当該保険契約の被保険者となっており、新任の監査役候補者3氏については、選任後被保険者となる予定であります。

(ご参考)

<取締役・監査役候補者の選定プロセス>

当社は、取締役会の諮問機関として、推薦委員会及び報酬委員会を設置し、それぞれ役員人事、役員報酬等に関する審議を行い、結果を取締役に上程しています。

当該委員会は、コーポレート・ガバナンスの強化を目的として社外取締役を委員長とするとともに、委員の過半数を社外取締役が占める体制としております。これにより、当社の役員人事決定プロセスは、透明性及び客観性の確保が図られております。

<社外役員候補者の選定要件>

- 1 当社の社外役員にふさわしい能力、識見、経験及び人格を有し、当社の経営に対し、独立した客観的な立場から指摘、意見することができる人材であること
- 2 当社及び関係会社の元役員・従業員でないこと
- 3 現に契約している会計監査法人、顧問弁護士事務所及びメインバンクに現に所属し、または過去に所属していた者でないこと
- 4 出資比率10%以上の大株主（あるいは大株主である団体に現に所属し、または過去に所属していた者）でないこと
- 5 過去3会計年度において、当該取引先との年間取引額が相互の売上高の2%を超える取引先に現に所属し、または過去に所属していた者でないこと
- 6 過去3会計年度において、当社から年間2,000万円を超える寄付を行っている非営利団体の業務執行者等を現に務めている、または過去に務めていた者でないこと
- 7 3乃至6に該当する場合でも、当該団体を退職後10年以上経過していること
- 8 東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する「独立役員」の要件に該当すること

<政策保有株式の縮減について>

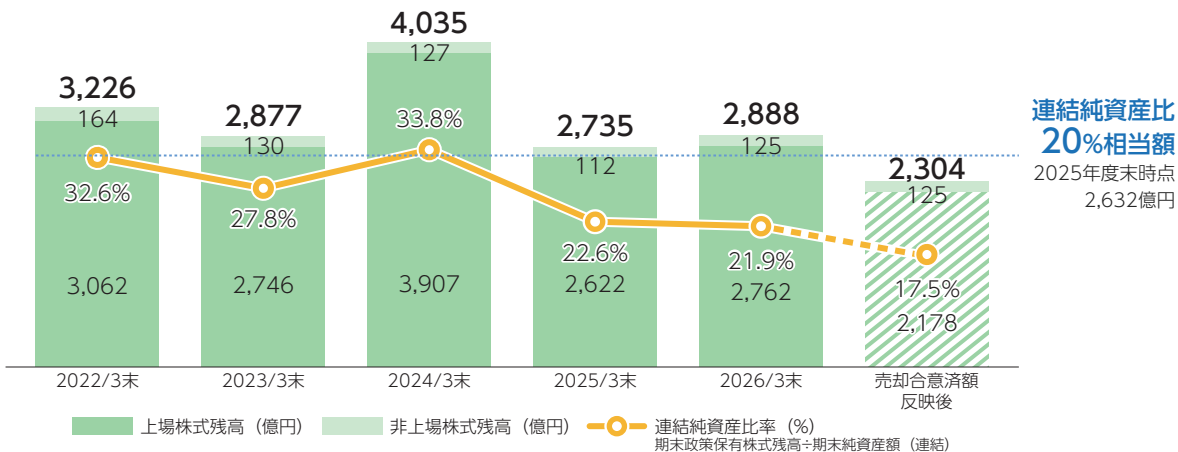
当社は、顧客との取引関係の維持強化を目的として取引先の株式（以下「政策保有株式」という。）を保有しており、保有意義については、取締役会において当該株式評価損益を定期的に報告し、資本コストや取引関係の維持強化による事業上のリターン等の収益性評価の指標を総合的に勘案したうえで、中長期的な経済合理性を検証しております。検証の結果、営業上の保有意義が希薄化した株式については適宜売却しております。

当社グループは、「大林グループ中期経営計画2022」において、政策保有株式の保有意義や投資効率の見直しを更に進め、2027年3月末までに連結純資産の20%以内とすることを目標とし、縮減を進めております。

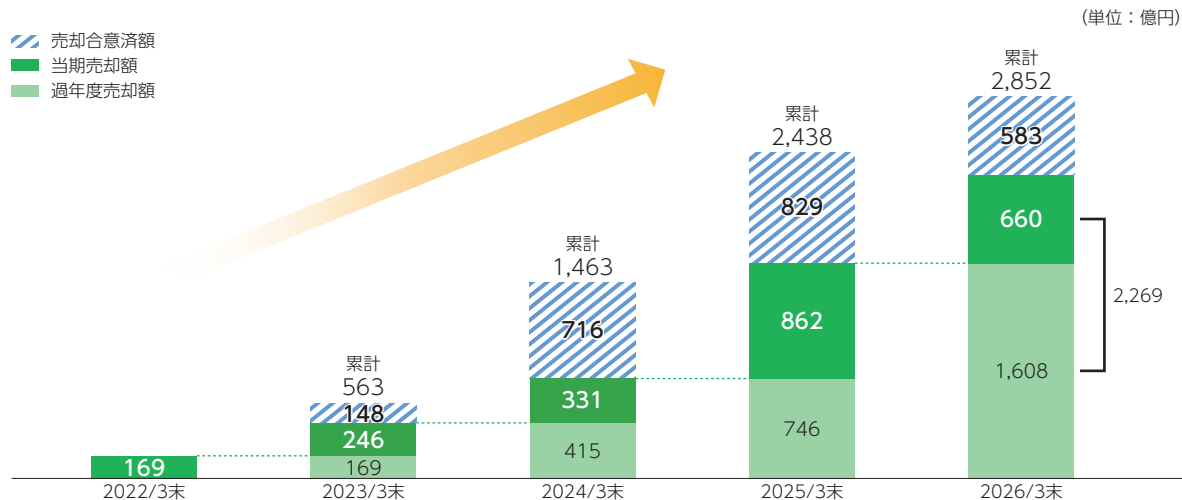
政策保有株式の保有残高が連結純資産に占める割合は、当期末は21.9%となり、前期末22.6%から0.7ポイント減少しました。これは、保有株式の株価が大幅に上昇したことにより保有残高が増加した一方で、保有株式の売却が順調に進捗するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により連結純資産が増加したことによるものです。また、2027年3月末までの売却について顧客と合意済の金額を差し引いた場合の政策保有株式の保有残高が連結純資産に占める割合は17.5%となりました。目標とする20%以内の確実な達成に向け、引き続き縮減に努めてまいります。

なお、当社は、企業価値の向上に向けて、人材・DX・技術への投資や生産力拡充のための投資及び競争優位を確立できる領域において機会を捉えた成長投資等を積極的に実行することとしております。また、資本効率性の向上の観点から、当社グループの成長に合わせて必要となる自己資本額を設定のうえ、戦略的な株主還元を実施することとしております。政策保有株式の売却で得られた資金は、これらの投資または株主還元に応当いたします。

<政策保有株式の残高及び純資産比の推移（連結）>



<2021年度以降の政策保有株式売却累計額推移（売却合意済額を含む。連結）>



<政策保有株式保有残高の期中増減要因（連結）>

(単位：億円)

増減要因	金額
2025年3月末残高	2,735
期中売却	△660
株価上昇による増	+798
その他 (非上場株式の取得等)	+14
2026年3月末残高 (うち売却合意済額)	2,888 (583)

(注) 当期末の政策保有株式の詳細につきましては、当社ウェブサイト
<https://ir.obayashi.co.jp/ja/ir/governance/cross-shareholdings.html>
 をご覧下さい。



第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度の継続及び一部改定の件

1 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、当社の取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役及び海外居住者を除く。以下「取締役等」という。ただし、改定後の株式報酬制度においては、海外居住者を含むものとする。）を対象とする業績連動株式報酬制度（以下「本制度」という）を、2015年6月26日開催の第111回定時株主総会において導入し、2021年6月24日開催の第117回定時株主総会において一部改定のうえ、現在に至っております。

その後、当社は、大林グループ中期経営計画2022及びその追補を策定し、これらの着実な推進に取り組み、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。

当社グループが今後もすべてのステークホルダーからの期待や要請に応えつつ、持続的な成長及び更なる企業価値の向上を実現していくためには、国内外の優秀な経営人材の確保とともに、企業価値の中長期的な向上に対する取締役等の強い貢献意欲と責任ある主体的な関与が重要と考え、本制度の一部を改定することといたしました。

なお、本議案は、2021年6月24日開催の第117回定時株主総会においてご承認いただきました当社の取締役の報酬限度額である年額720百万円以内とは別枠として、当社の取締役等に対して株式報酬を支給することを提案するものであります。

また、本改定内容は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会における審議を経ていることから、公正性・客観性が確保されていると考えております。

当社の現行の「役員の報酬等の内容及び決定方針等」については、電子提供措置事項のうち事業報告「4（6）役員の報酬等の内容及び決定方法等」に記載のとおりであります。本議案が承認可決されることを条件として、23頁及び24頁に記載のとおり取締役等の報酬の額及び内容を改定する予定であります。

現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）であり、第2号議案が原案どおり承認されますと、取締役は10名（うち社外取締役6名）となります。

また、本制度の対象となる執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬に執行役員に対する報酬の額及び内容も含めて提案しております。

なお、本総会終結の時をもって本制度の対象となる当社の取締役を兼務しない執行役員は61名となります。

【本制度の主な改定項目について】

- ・ 信託を通じて当社株式を取得するための拠出金の上限

改定前	改定後
3事業年度を対象として1,000百万円	3事業年度を対象として3,000百万円
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>業績連動株式報酬を増やすことにより、経営成果と株主価値の連動性を一層強化し、将来の経営を担う優秀な人材の確保を通じて、当社グループの企業価値の持続的向上を図ることといたしました。</p>	

- ・ 交付等を行う当社株式等の数の上限

改定前	改定後
<p>≪ 1 事業年度ごと ≫ 330,000ポイント</p> <p>≪ 3 事業年度からなる対象期間 ≫ 990,000ポイント</p> <p>※ 1 ポイント当たり 1 株</p>	<p>≪ 1 事業年度ごと ≫ 500,000ポイント</p> <p>≪ 3 事業年度からなる対象期間 ≫ 1,500,000ポイント</p> <p>※ 1 ポイント当たり 1 株</p>
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>上記の拠出金の上限変更及び昨今の当社株価の上昇を踏まえ、改定することといたしました。</p>	

- ・ 対象取締役等

改定前	改定後
当社の取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（ <u>社外取締役及び海外居住者を除く</u> ）	当社の取締役（ <u>社外取締役を除く</u> ）及び当社と委任契約を締結している執行役員
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>これまで、海外居住の取締役等については、法務及び税務並びに事務手続き上の制約により、株式の交付が困難であったことから、本制度の対象外としておりました。</p> <p>しかしながら、当社グループのグローバル化が進展する中、海外居住の取締役等についても持続的な企業価値向上への貢献意欲及び主体的な関与の重要性が増してきていること、かつ現在の海外居住の取締役等に対する株式交付が可能であると確認できたことから、本制度の対象に海外居住者を含めることといたしました。</p>	

・株式報酬の内訳

改定前	改定後
<p>① 役位に応じた職責に基づきあらかじめ定めた数の株式を支給する「固定支給株式報酬」</p> <p>② 業績指標の達成度等に応じて支給する株式数が変わる変動支給部分（以下（i）、（ii））</p> <p>（i）短期業績指標の達成度に応じて支給される「短期業績連動株式報酬」</p> <p>（ii）中長期業績指標の達成度に応じて支給される「中長期業績連動株式報酬」</p>	<p>中長期業績指標の達成度に応じて支給される「業績連動株式報酬」のみ。ただし、業績標準時において総報酬に占める株式報酬の割合は、改定前よりも増加します。（詳細は27頁をご参照下さい。）</p>
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>株価変動によってその資産価値が増減する株式報酬は、中長期的な企業価値向上を動機づける中長期業績連動報酬（LTI）に適していることに加え、当社の株式報酬制度においては、取締役等に在任期間を通じてより中長期的な視点での経営への取組みが求められていることから、株式の交付時期を対象取締役等の退任時としております。これらを踏まえ、株式報酬を中長期業績指標の達成度に応じて支給される「業績連動株式報酬」に一本化することにより、業績目標達成を通じた中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることといたしました。</p>	

・本制度の株式交付等の内容

改定前	改定後
<p>保有するポイントに相当する株式を交付します。ただし、<u>単元未満株式については、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を給付します。</u></p>	<p>保有するポイントのうち、<u>[70%]</u>についてはこれに相当する株式（単元未満は切捨て）を交付、<u>[30%]</u>については信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を給付します。</p>
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>退任時に、長期にわたって累積された当社株式等の報酬が一括して交付等されることを踏まえ、納税資金の確保の観点から、合理的な割合にて金銭で給付することといたしました。</p>	

2 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額（下記（3）のとおり）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対し、業績目標の達成度や役位等に応じて毎期付与されるポイントに相当する当社株式が交付される業績連動型の株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式の交付を受けるのは、原則として取締役等の退任時であり、その一部は信託内で換価したうえで、現金で交付されます。

(2) 本制度の対象期間

本制度における対象期間は2027年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度とし、対象期間の満了時において、さらに対象期間を3年間延長することがあります。この場合、（3）に記載の信託期間についても、その満了時に、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより延長します。これらの延長は、一度に限らず、その後も同様に行うことがあります。

(3) 会社が拠出する金員の上限等

① 信託金の上限

当社は、対象期間となる3事業年度ごとに合計3,000百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託を設定します。信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

② 信託継続時の追加拠出等

（2）に記載のとおり、信託期間の満了時において信託期間を延長する場合、当社は、延長された信託期間ごとに追加拠出を行い、取締役等に対するポイント付与を継続します。ただし、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額が3,000百万円の範囲内になるようにします。

また、信託期間（上記の延長が行われた場合は延長後の信託期間）の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合でも、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任しているときは、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、当該取締役等に対する新たなポイントの付与は行わず、対象となる取締役等が退任した時点で、当該取締役等に対して当社株式等を交付・支給します。

(4) 取締役等が取得する当社株式の数の算定方法及び上限

取締役等に対し、信託期間中の毎年一定の時期に、当社の業績に連動したポイント（以下「業績連動ポイント」という）が付与されます。付与される業績連動ポイントは、役位ごとに

あらかじめ定められた業績連動支給基準に関する個人別ポイントに、原則として、当社の中期経営計画等が掲げる経営指標目標を参考に当社取締役会があらかじめ決定した業績目標の達成度等に応じて、0～150%の範囲で変動する業績連動係数を乗じて算出されます。また、業績目標については、「中期経営計画2022」の対象期間（2022年度～2026年度）中は、「中期経営計画2022」における主要な経営指標であるROE等に基づいて設定し、当該対象期間終了後は、次期中期経営計画等における経営指標を参考に、報酬委員会での審議を経て、当社取締役会で決定する予定です。なお、在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じて、付与されるポイントを調整します。

1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

信託期間内に本制度により信託が取得する株式の上限数は1,500,000株、取締役等に付与される1年当たりのポイント総数の上限は500,000ポイントとします。

本制度における当社株式の取得は、株式市場からの取得とするため、株式の希薄化は生じませんが、取締役等に付与される当社株式の数の3事業年度当たりの上限に相当する株式数の当社発行済株式の総数（2026年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は0.22%（1年当たりの割合は0.07%）であり、取締役等に対するインセンティブとして妥当な水準であると考えております。

(5) 取締役等に対する当社株式等の交付・支給の時期及び内容

対象取締役等は、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、それまで付与されていた（4）のポイントの累積数のうち、70%は当社株式（単元未満は切捨て）を交付し、30%は信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を支給します。

(6) クローバック制度等

対象取締役等に重大な不正や、法令・定款・その他の社内規程に違反する行為等があった場合、報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により、当該対象取締役等に対し、本制度において株式を受け取る権利（ポイント）の没収、交付等が行われた当社株式等に相当する金銭の返還請求ができるものとします。

(7) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式（取締役等に交付が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

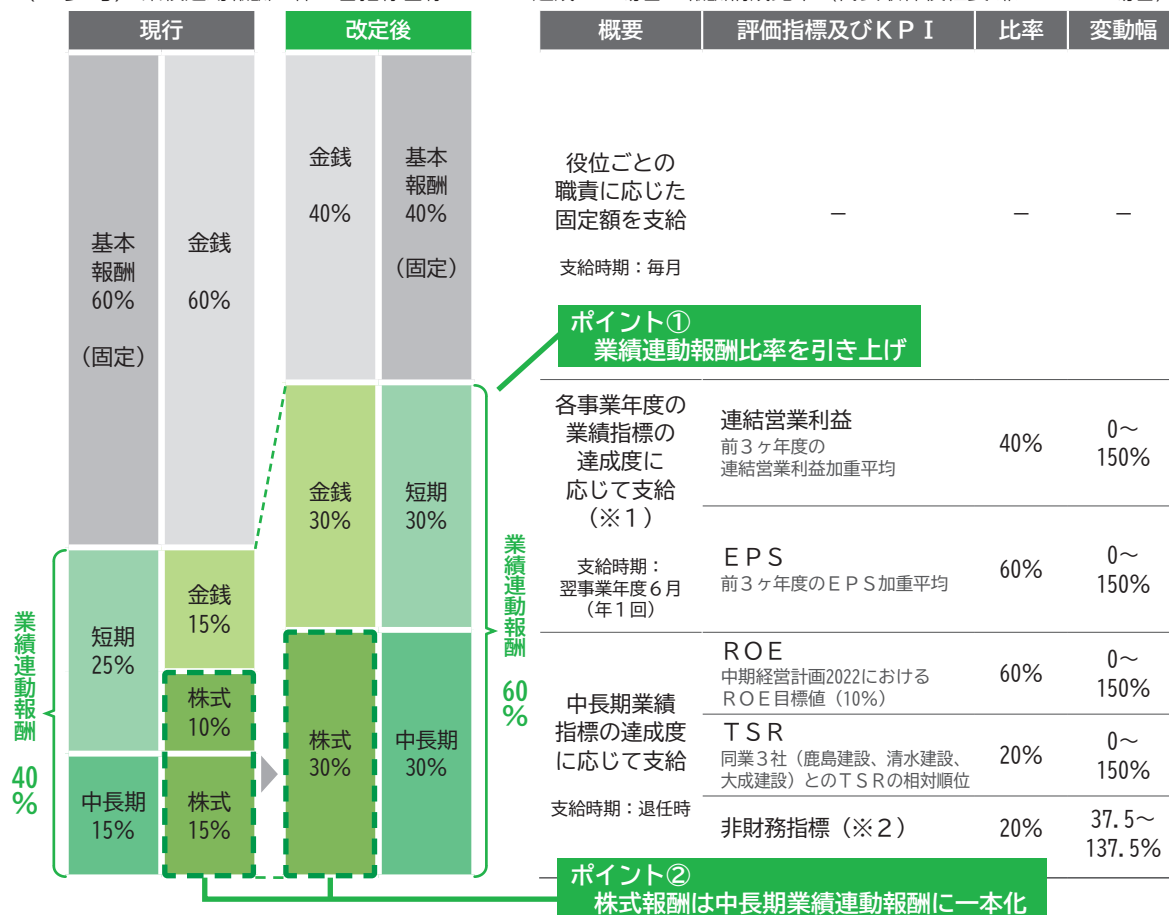
(8) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。また、本制度の延長時には、株式の取得費用に充てられることもあります。

(9) 本制度のその他の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考) 業績連動報酬に係る各指標目標を100%達成した場合の報酬構成比率 (代表取締役社長 兼 CEOの場合)



※1 代表権を持たない取締役 (取締役会長を除く) 及び執行役員の短期業績連動報酬は、各事業年度の業績指標に応じて支給される全社業績連動報酬と、対象事業年度に係る所管事業の営業利益額当初計画値に対する達成度 (定量評価) 及び計画達成に向けた取組結果 (定性評価) に応じて支給される個人業績連動金銭報酬で構成

※2 非財務指標 (比率) : CO2排出削減量 (5%)、死亡事故・重大災害 (5%)、従業員満足度 (10%)

(注) 報酬水準及び業績連動報酬比率は、同業3社及び同規模の国内企業をベンチマークとして決定しております。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額については、2005年6月29日開催の第101回定時株主総会において、月額10百万円以内（決議時点の監査役員数は5名）とご承認いただいております。この度、昨今の経済情勢や、当社を取り巻く経営環境の変化に伴い監査役業務の範囲や責任が拡大していることを踏まえ、監査役の報酬額を月額15百万円以内に改定いたしたく存じます。

なお、現在の監査役は5名（うち社外監査役3名）であり、第3号議案が原案どおり承認されますと、監査役は5名（うち社外監査役3名）となります。

本議案については、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会において妥当性の審議を行っており、本議案は公正性・客観性が確保されていると考えております。

また、監査役の報酬等は、固定の金銭報酬である基本報酬のみで構成されます。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

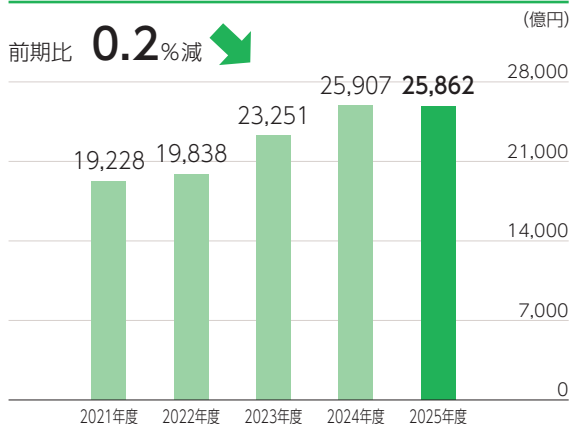
(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや企業収益の改善を受け、緩やかな景気回復が続けました。先行きについては、雇用・所得環境の改善が緩やかな景気回復を支えることが期待されますが、中東情勢の影響による原材料・エネルギー価格の動向等を注視する必要があります。また、金融・資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向等にも引き続き注視が必要な状況にあります。

国内の建設市場におきましては、建設物価の高騰、為替の変動等が企業の設備投資意欲を減退させる懸念があるものの、堅調に推移している民間工事及び公共工事の発注を背景として、当面は底堅い受注環境が見込まれております。

こうした情勢下でありまして、当期における当社グループの連結業績につきましては、売上高は国内建築事業において前期の大型案件進捗の反動等により減少した一方、海外建築事業及び国内・海外土木事業において手持ち工事が順調に進捗したことなどにより、前期比45億円(0.2%)減の2兆5,862億円となりました。損益の面では、国内建築事業における追加・変更工事獲得や採算性の良い案件の寄与度の高まり、海外土木事業における手持ち工事の増加及びその順調な進捗、不動産事業における開発物件の売却等により、営業利益は前期比522億円(36.6%)増の1,946億円、経常利益は前期比519億円(34.1%)増の2,041億円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比284億円(19.5%)増の1,737億円となりました。

■ 売上高 (連結)



■ 売上高 (単体)



■ 売上高 (連結) (前期比)
25,862 億円 $\triangle 45$ 億円
 (△0.2%)

■ 売上高 (単体) (前期比)
15,099 億円 $\triangle 1,506$ 億円
 (△9.1%)

■ 営業利益 (連結) (前期比)
1,946 億円 +522 億円
 (+36.6%)

■ 営業利益 (単体) (前期比)
1,299 億円 +405 億円
 (+45.3%)

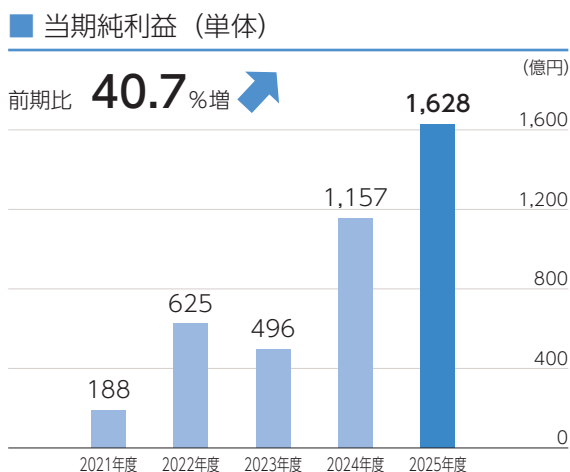
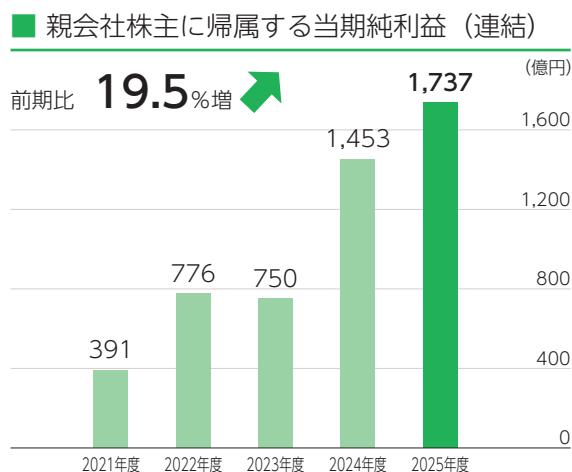
■ 経常利益 (連結) (前期比)
2,041 億円 +519 億円
 (+34.1%)

■ 経常利益 (単体) (前期比)
1,746 億円 +759 億円
 (+77.0%)

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (連結) (前期比)
1,737 億円 +284 億円
 (+19.5%)

■ 当期純利益 (単体) (前期比)
1,628 億円 +471 億円
 (+40.7%)

(注) 在外子会社等の収益及び費用の円貨への換算方法を第122期(2025年度)の期首から変更し、第121期(2024年度)につきましても遡及適用後の数値を記載しています。なお、第120期(2023年度)以前につきましても、累積的影響額が軽微であるため、この変更の遡及適用は行っていません。





建設事業

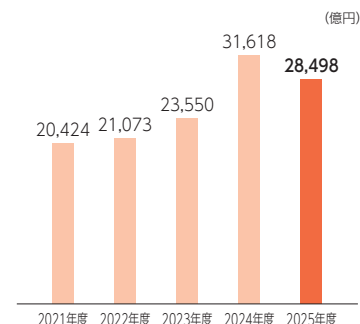
受注高

前期比

9.9%減

受注高につきましては、海外建築事業において大型工事の受注が増加した一方、国内建築・土木事業及び海外土木事業において前期の大型案件受注の反動があったことや、国内建築・土木事業において施工キャパシティに見合った計画的な受注活動を行っていることなどにより、前期比3,120億円（9.9%）減の2兆8,498億円となりました。その内訳は、国内建築事業1兆2,009億円、海外建築事業7,881億円、国内土木事業4,442億円、海外土木事業4,165億円であります。

当社単体の受注高は、前期比4,152億円（20.6%）減の1兆6,048億円となりました。その内訳は、建築工事は前期比3,513億円（23.2%）減の1兆1,649億円、土木工事は前期比638億円（12.7%）減の4,399億円であります。



主な
受注工事

発注者	工事名称
(株)堀場製作所	HORIBAグループ新本社棟計画
(株)エスコン 大林新皇和不動産(株) ヒューリック(株)	エスコンフィールドタワー (仮称)銀座七丁目昭和通り開発計画
東日本高速道路(株)	関越自動車道 入間川橋床版取替工事
シンガポール保健省	ベドック東部総合病院新築工事 (シンガポール) ※1
アンシュッツ・エンターテインメント・グループ社 (A P C)	ロサンゼルスコンベンションセンター増改築工事 (米国) ※2

(注) ※1は大林シンガポール、※2は大林USAの子会社であるウェブコー社、その他は当社の受注工事であります。

建設事業

売上高

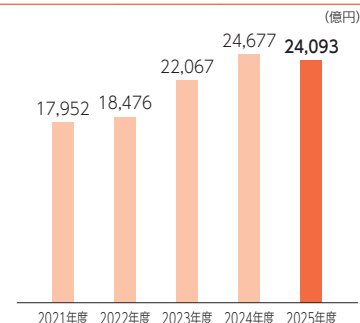
前期比

2.4%減



売上高につきましては、国内建築事業において前期の大型案件進捗の反動等により減少した一方、海外建築事業及び国内・海外土木事業において手持ち工事が順調に進捗したことなどにより、前期比583億円（2.4%）減の2兆4,093億円となりました。その内訳は、国内建築事業1兆1,387億円、海外建築事業5,079億円、国内土木事業4,266億円、海外土木事業3,360億円であります。

当社単体の売上高は、前期比1,623億円（9.9%）減の1兆4,740億円となりました。その内訳は、建築工事は前期比1,934億円（14.9%）減の1兆1,042億円、土木工事は前期比310億円（9.2%）増の3,697億円であります。



建設事業

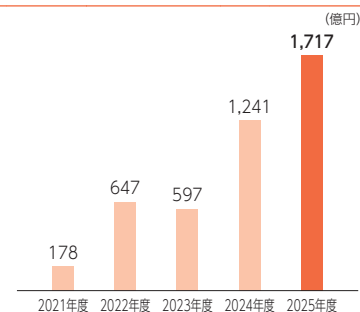
営業利益

前期比

38.3%増



営業利益につきましては、国内建築事業における追加・変更工事獲得や採算性の良い案件の寄与度の高まり、海外土木事業における手持ち工事の増加及びその順調な進捗等により、前期比476億円（38.3%）増の1,717億円となりました。

主な
完成工事

発注者	工事名称
学校法人近畿大学	近畿大学、近畿大学病院
日本製鉄(株)	名古屋製鉄所次世代熱延ライン
ヒロセホールディングス(株)	(仮称) ヒロセ関東新工場プロジェクト
(株)帝国ホテル	帝国ホテル 京都
(株)ADEKA	(仮称) 株式会社ADEKA久喜新研究棟建設計画
カリフォルニア大学アーバイン校	メサ・コート学生寮増築プロジェクト (米国) ※

(注) ※は大林USAの子会社であるウェブコー社、その他は当社の完成工事であります。

当社グループの主な完成工事



撮影：株式会社 伸和

近畿大学、近畿大学病院（大阪府）



（仮称）ヒロセ関東新工場プロジェクト（茨城県）



撮影：Bruce Damonte

メサ・コート学生寮増築プロジェクト（米国）



名古屋製鉄所次世代熱延ライン（愛知県）



（仮称）株式会社A D E K A久喜新研究棟建設計画（埼玉県）



帝国ホテル 京都（京都府）

撮影：森政俊



事業別の概況

不動産事業

©Akira Ito.aifoto

不動産事業につきましては、開発物件の売却等により売上高は前期比340億円（46.9%）増の1,067億円、営業利益は前期比39億円（24.3%）増の199億円となりました。



事業別の概況

その他の事業

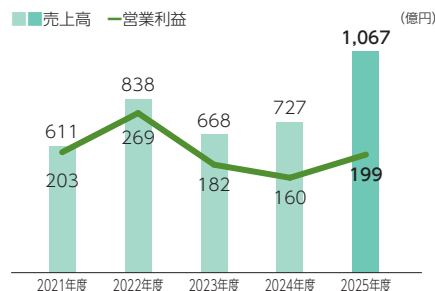
その他の事業につきましては、売上高は前期比197億円（39.4%）増の700億円、営業利益は前期比6億円（31.4%）増の29億円となりました。

売上高

1,067億円 前期比 46.9%増

営業利益

199億円 前期比 24.3%増

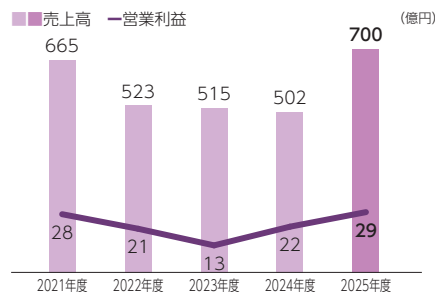


売上高

700億円 前期比 39.4%増

営業利益

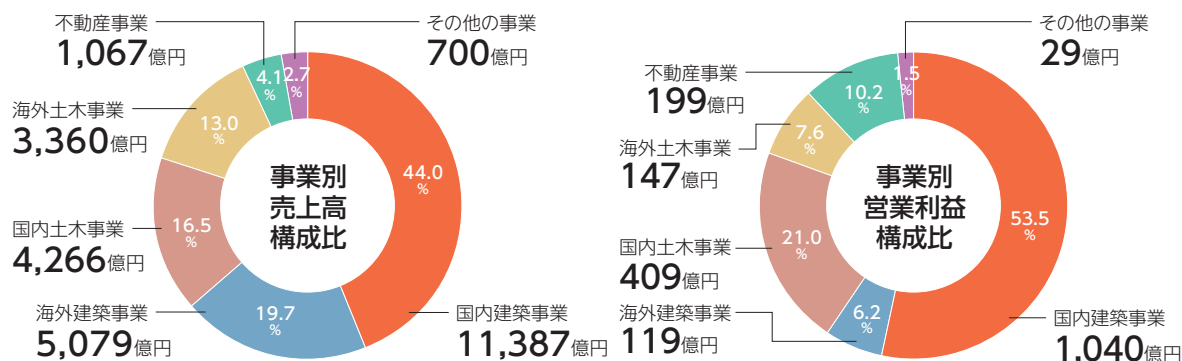
29億円 前期比 31.4%増



事業別 売上高及び営業利益（連結）

（単位：億円）

区 分	建設事業					不動産事業	その他の事業	合 計
	国内建築	海外建築	国内土木	海外土木	建設事業計			
売上高	11,387	5,079	4,266	3,360	24,093	1,067	700	25,862
営業利益	1,040	119	409	147	1,717	199	29	1,946



(2) 資金調達の状況

当期におきましては、金融機関からの借入などによる資金調達を行い、運転資金及び設備投資に充当いたしました。

当期末における連結有利子負債残高は、前期末に比べ186億円減少し、3,440億円となりました。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は、1,111億円であります。このうち主なものは、不動産事業における土地建物への投資及び建設事業における機械装置の購入等であります。

(4) 対処すべき課題

1 当社及び当社社員に対する労働安全衛生法違反による略式命令について

当社が代表者を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、2024年10月4日に発生した労働災害に関し、当社社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたことにつきまして、当社及び当社社員2名が、2026年3月24日付で鵜沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けました。

本事案により、株主の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の事案の発生を極めて重大かつ深刻なものと受け止め、労働基準監督署の調査に全面的に協力してまいりました。また、事案の発覚後、直ちに全社員向けに注意喚起を行うなど、再発防止に向けた取組みを講じております。

当社グループでは、引き続き、社員への法令遵守に関する指導の徹底を図ってまいります。

2 地政学的情勢の不安定化による影響及び対応について

当社グループの主要事業である建設事業においては、地政学的情勢、とりわけ中東情勢の不安定化が、建設資材価格の上昇や調達環境の変化といった供給面や世界経済の不透明感の高まりを背景とした設備投資の抑制等による建設需要の減退等の需要面において、事業環境に影響を及ぼすリスクが高まっています。

当社グループは、これらのリスクへの対応策として、地政学的情勢や市場動向を適時的確に把握するとともに、早期購買や将来予測を含めた正確な原価管理の徹底、複数のサプライヤーとの関係構築や代替資材の探索に加え、顧客との契約に基づく適切な価格転嫁に関する協議及び社内外の関係者とのリスクコミュニケーションの強化等を通じて、リスクの分散や影響の最小化に取り組んでまいります。

また、その他の事業においても、それぞれの事業特性に応じたリスクの抽出と適切な対応により、当社グループの業績への影響を極力回避するよう努めてまいります。

3 大林グループ中期経営計画2022及びその追補に基づく具体的な取組事例

当社グループは、2022年3月に公表した中期経営計画2022及び2024年5月に公表したその追補に基づき、「建設事業の基盤の強化と深化」、「技術とビジネスのイノベーション」及び「持続的成長のための事業ポートフォリオの拡充」の3つの基本戦略を実行し、「事業基盤の強化と変革の実践」に取り組んでおります。

ここでは、これら3つの基本戦略について、当社グループにおける具体的な取組事例をご紹介します。

中期経営計画2022の基本戦略

『事業基盤の強化と変革の実践』

〈基本戦略〉

① 建設事業の基盤の強化と深化

安全と品質の確保が経営の最優先事項であることを改めて認識し、大林グループにとどまらずサプライチェーンを含む建設事業に携わる全ての人とともに徹底

「国内建設事業の業務プロセス変革」、「建設バリューチェーンの拡充」、「革新的な建設生産システムの実現」による生産性の向上、営業力と付加価値提供力の強化

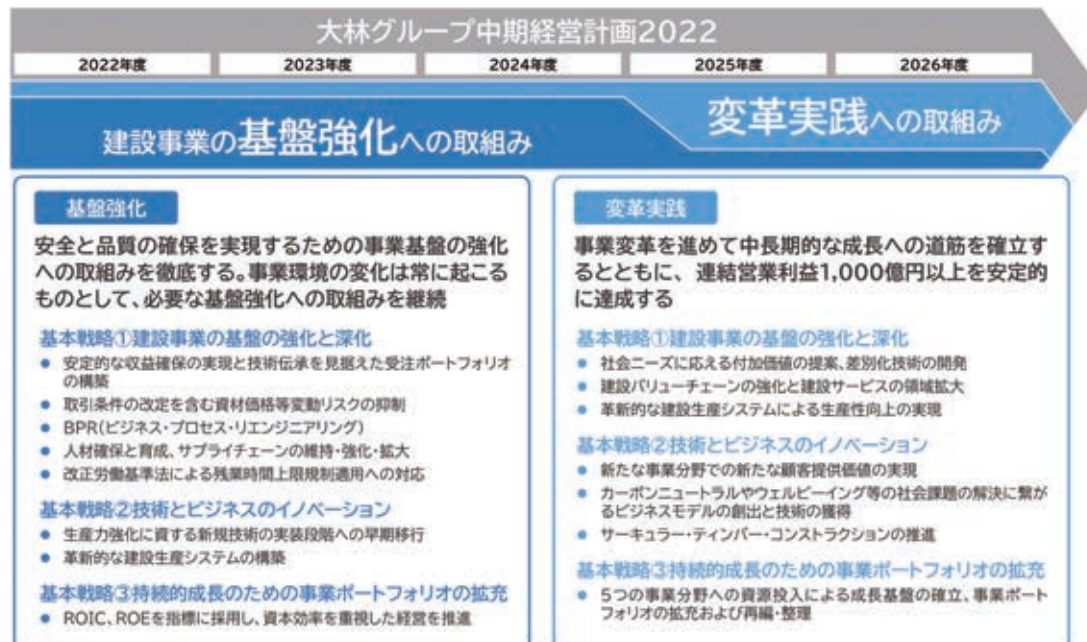
② 技術とビジネスのイノベーション

「カーボンニュートラル」と「ウェルビーイング(安全・安心・快適・健康)」をビジネス機会とする新たな顧客提供価値の創出

③ 持続的成長のための事業ポートフォリオの拡充

建設を核としグローバルに多様な事業領域で培った技術およびネットワーク等の強みと、オープンイノベーションや積極的な投資による新たな収益機会の継続的な獲得

事業基盤の強化と変革の実践



基本戦略①建設事業の基盤の強化と深化

人材確保と育成、サプライチェーンの維持・強化・拡大

近年、国内の建設業では、就業者の高齢化や若年入職者の減少等を背景に、技能労働者不足の問題に直面しています。当社では、協力会社の皆様と共に持続的に発展し続ける強固なサプライチェーンの構築を目指し、以下の取組みを行っております。

建設現場における就労環境の改善

- ・熱中症対策として、施工済みのダクトを活用した仮設空調システム「建設現場"涼人"[®]プロジェクト」による本設の空調稼働前の屋内作業環境の改善や、酷暑期間における涼しい時間帯への作業集中を目的とした建設現場における作業コアタイム変更の取組みを開始
- ・作業員休憩所の環境改善の施策として、男女別専用シャワー室の設置等を含む休憩所の標準仕様のレベルアップや、発注者・当社社員・技能労働者が集う交流スペースの設置推進

技能労働者の採用支援・育成、技能伝承の促進

- ・大林組林友会（※）と共同し、高校生や専門学校生を対象とした現場見学会等のほか、鉄筋・型枠の組立てや左官等の様々な工種の作業を体験できる「けんせつ職業体験フェスタ」を開催
- ・2014年に大林組林友会教育訓練校を開校し、とび・鉄筋・型枠の3コースで当社及び調達先の社員による指導を通じて施工や安全管理、CAD・BIMなどの知識・技能の習得を促進
- ・若年技能労働者が目指すべき理想的な職長である認定基幹職長（2025年度までの累計認定者数5,157人）や、認定優良クレーンオペレーター（同340人）に対し、手当を支給

適正な労務費確保と支払条件の見直し

- ・国の方針に沿った適正な契約金額設定及び法定福利費を含む賃金支払を取引先へ要請
- ・2026年4月以降の新規契約で、全協力会社への支払方法を現金払に統一



発注者・当社社員・技能労働者の交流の場となる作業員休憩所



けんせつ職業体験フェスタでの塗装体験



大林組林友会教育訓練校での仮設足場組立訓練

※ 当社事業への寄与・協力や協力会社の相互研鑽と交流を目的とし、全国約1,200社が加盟する協力会社団体（1906年発足）

基本戦略②技術とビジネスのイノベーション

革新的な建設生産システムの構築 —ロボティクスコンストラクションの取組み—

国内の建設業においては、技能労働者の不足が進行する中、作業の安全確保や生産性の維持・向上が重要な経営課題となっています。

当社は、サプライチェーンの維持・強化・拡大に加え、デジタル技術とロボティクス技術等のイノベーションによる革新的な建設生産システム「ロボティクスコンストラクション」の構築に取り組んでいます。ロボティクスコンストラクションは「作業の機械化」、「機械操作の省人化」及び「建設プロセスのデジタル化」という3つの要素が融合して実現されます。

当社グループは、ロボティクスコンストラクションを通じて建設プロセスの変革を推進し、生産性の向上を図ることで、担い手不足をはじめとする社会課題の解決に取り組むとともに、安全で働きがいのあるウェルビーイングな職場環境を実現し、「地球・社会・人」と当社グループのサステナビリティを同時に追求します。

作業の機械化

建設現場において、これまで人が行ってきた危険作業や単純作業、苦渋作業を機械に置き換えます。人は高度な技術を必要とする作業や、より創造性の高い業務に専念することにより、安全性と生産性の向上に加え、働きがいのある職場づくりを実現し、建設業の新たな魅力を創出します。

機械操作の省人化（遠隔、自動・自律化）

クレーンや重機を含む機械の遠隔操作と自動・自律化による無人化を実現し、省人化やコスト削減を図るとともに、重機災害の低減や働く人のウェルビーイングを実現します。

さらに、熟練オペレーターの操作をデータ化し、操縦支援や作業の自動・自律化に活用することで、技能の伝承と多様な人材の参画を促進します。

建設プロセスのデジタル化

建設現場の人・物・作業の情報をデータ化し、現実の建設現場とそれを再現したデジタル空間を構築します。設計から施工計画、施工管理、完成後の維持管理を含めて一気通貫で活用し、施工の安全や品質、生産性の管理まで多岐にわたる業務を効率化します。

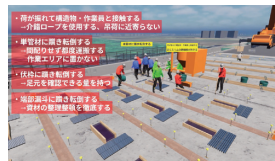
- ※1 現実の物体や周辺環境との接触情報を双方向で伝送し、力触覚を再現する技術
- ※2 「危険作業を未然に防止するクレーン」の実現を目指し、操縦時の安全支援機能、遠隔・自動運転機能及び施工計画・運転シミュレーション機能等を、デジタルツイン技術を活用して統合的に管理制御するシステム
- ※3 当社とトヨタ自動車(株)未来創生センターが共同開発している、現場作業員の疲労負担軽減や生産性向上、リスク把握を目的とした、3DCGを用いた作業シミュレーション技術（GEN-VIR[®]はトヨタ自動車(株)の登録商標です）



リアルハプティクス[®]（※1）を応用し、切羽直下での火薬装填作業を無人化



ORCISM[®]（※2）によるデジタルツインを活用したクレーンの遠隔・自動運転



GEN-VIR[®]（※3）を用いたシミュレーションによるリスクの見える化

基本戦略③持続的成長のための事業ポートフォリオの拡充

国内建設を中核とし、グローバルに多様な事業を展開するポートフォリオ

－米国の建設会社「GCON社」のM&A－

当社グループは、中期経営計画2022において、持続的成長の方向を「国内建設事業を中核とし、それ以外の事業が国内建設と同等以上の業績を創出する」と定め、そのためのグループ事業体制の将来的な構築を目指しています。

海外建設事業では、北米、東南アジア、オセアニアなどにおいて、各国・地域に根差したグループ会社を中心に建築・土木事業を展開しています。半世紀以上にわたり各国で培ってきた事業基盤を活用し、国内外のグループ各社が技術・人材等の強みを相互に活用することで、グローバル市場における新たな収益機会の獲得に取り組んでいます。

北米においては、主にM&Aを活用して事業領域の拡大を図るビジネスモデルを採用しています。これまで当社主導で進めてきたM&Aは、北米事業の全体最適を踏まえつつ、現地に所在するグループ会社が自社の成長戦略に基づいて主体的に取り組む段階へと移行しています。

その一例として、当社は、2025年12月、米国で建設事業を行うグループ会社であるウェブコー社を通じて、米国の建設会社「GCON, LLC」及びそのグループ会社2社（以下、3社を総称して「GCON社」という。）の全株式を取得し、同社を連結子会社としました。

米国では、AIの普及による需要拡大を背景に、データセンターや半導体製造施設といった高度な環境管理が要求される施設に係る建設市場が急速に拡大するとともに、今後も成長が見込まれており、特にアリゾナ州をはじめとする南西部地域では旺盛な投資が行われています。

GCON社は、同州をはじめとする米国10州において、半導体製造施設の改修工事や、コロケーター向けデータセンター（※）の建設等の事業を展開しており、同分野において豊富な施工実績と実務経験を有する設備工事の専門人材を多数擁しています。

カリフォルニア州において住宅、病院及び教育施設等の豊富な施工実績を有するウェブコー社が、GCON社のM&Aを通じて、高度な環境管理の仕組みを備えた重要施設に係る建設分野への本格参入とアリゾナ州等への事業拡大を図ります。これにより、当社グループの北米事業における成長戦略の実現を目指します。



GCON社がアリゾナ州で施工するデータセンター

GCON社の概要

会社名	GCON, LLC GCON Management Company, LLC GCON Leasing Company, LLC
所在地	米国アリゾナ州フェニックス
事業内容	データセンター、半導体製造、ヘルスケア、航空、商業、高等教育、公共事業分野における建設事業
事業エリア	米国アリゾナ州、ニューメキシコ州、オレゴン州他
売上高/営業利益	約404百万ドル/約20百万ドル(2025年度)
従業員数	約200人

※ 複数のユーザーがスペースを共有し、サーバーやネットワーク機器等を設置するデータセンター

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第118期 (2021年度)	第119期 (2022年度)	第120期 (2023年度)	第121期 (2024年度)	第122期 〔当期〕 (2025年度)
売上高	1,922,884	1,983,888	2,325,162	2,590,765	2,586,258
営業利益	41,051	93,800	79,381	142,469	194,678
経常利益	49,844	100,802	91,515	152,236	204,195
親会社株主に帰属する 当期純利益	39,127	77,671	75,059	145,355	173,759
1株当たり当期純利益（EPS）	54円55銭	108円34銭	104円69銭	202円91銭	249円42銭
総資産	2,422,085	2,609,929	3,019,118	3,042,778	3,143,449
純資産	988,913	1,035,881	1,195,244	1,210,201	1,316,466
自己資本利益率（ROE）	4.1%	8.0%	7.0%	12.6%	14.4%

(注) 1 1株当たり当期純利益（EPS）は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

2 在外子会社等の収益及び費用の円貨への換算方法を第122期（2025年度）の期首から変更し、第121期（2024年度）につきましても遡及適用後の数値を記載しております。なお、第120期（2023年度）以前につきましては、累積的影響額が軽微であるため、この変更の遡及適用は行っていません。

<参考：大林組単体業績の推移>

(単位：百万円)

区 分	第118期 (2021年度)	第119期 (2022年度)	第120期 (2023年度)	第121期 (2024年度)	第122期 〔当期〕 (2025年度)
受注高	1,534,281	1,493,898	1,601,552	2,044,406	1,641,646
売上高	1,374,132	1,387,028	1,582,199	1,660,662	1,509,991
営業利益	4,425	59,945	43,323	89,418	129,952
経常利益	19,563	71,178	55,400	98,673	174,607
当期純利益	18,843	62,558	49,650	115,721	162,842
1株当たり当期純利益（EPS）	26円27銭	87円26銭	69円25銭	161円54銭	233円75銭
総資産	1,844,400	1,943,098	2,225,321	2,135,276	2,101,094
純資産	740,713	758,739	866,231	822,644	873,189
自己資本利益率（ROE）	2.5%	8.3%	6.1%	13.7%	19.2%

(注) 1株当たり当期純利益（EPS）は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況等

(2026年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大林道路株式会社	百万円 6,293	100%	道路工事等の土木工事、建築工事、資材等の製造・販売
株式会社内外テクノス	百万円 150	100%	建築工事、造作建具工事、内外装工事、資材等の販売・賃貸
大林ファシリティーズ株式会社	百万円 50	100%	建物・設備の総合管理、建築工事、事務業務の受託
オーク設備工業株式会社	百万円 300	100%	空気調和・クリーンルーム・衛生消火等の設備工事
株式会社サイプレス・スナダヤ	百万円 100	50.80%	木材及び木造木質化資材の製造・販売
大林新星和不動産株式会社	百万円 6,170	100%	不動産の所有・売買・貸借・管理・鑑定・仲介、損害保険代理業
株式会社大林クリーンエナジー	百万円 10	100%	再生可能エネルギーによる発電、電気の販売、発電設備の運用・保守管理、同エネルギーの調査・研究
株式会社オーシー・ファイナンス	百万円 500	100%	金銭の貸付、債務の保証、有価証券の保有・運用、債権の買取
大林USA	千米ドル 186,362	100%	建築工事、土木工事、不動産の所有・売買・貸借・管理・仲介
大林カナダホールディングス	千カナダドル 57,501	100%	土木工事、建築工事
ジャヤ大林	千インドネシアルピア 622,500	85.00%	建築工事、土木工事
タイ大林	千タイバーツ 10,000	51.50%	建築工事、土木工事、不動産の所有・売買・貸借・管理・仲介、ホテルの経営
台湾大林組	千ニュー台湾ドル 1,322,000	100%	建築工事、土木工事
大林シンガポール	千シンガポールドル 56,416	100%	建築工事、土木工事
大林ベトナム	千米ドル 5,000	100%	建築工事、土木工事
大林プロパティーズUK	千英ポンド 460,000	100%	不動産の取得・保有・処分・賃貸管理、不動産開発事業、不動産信託受益権の取得・保有・処分
大林クリーンエナジーニュージーランド	千ニュージーランドドル 252,578	100%	再生可能エネルギーによる発電、電気の販売、発電設備の運用・保守管理、同エネルギーの調査・研究

(注) 1 上記の重要な子会社17社を含む連結子会社は130社、持分法適用会社は26社であります。

2 当社は、2025年12月に大林USAの傘下であるウェブコー社を通じ、米国においてデータセンターや半導体製造施設等の高度な環境管理が要求される施設分野の建設及び改修等を行う「GCON, LLC」の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

3 タイ大林は、2025年6月にバンコック都パトゥムワン区ラチャダムリ通りに新築するホテルの開発及び経営を目的として、「Ratchadamri Hospitality Management Co., Ltd.」を新規設立し、同社を当社の連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、不動産事業を主要な事業として行っております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-6)第3000号〕及び一般建設業者〔(般-6)第3000号〕として国土交通大臣許可を受け、建築・土木並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許〔(15)第791号〕を受け、不動産の売買、賃貸及びこれらに関連する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等 (2026年3月31日現在)

当 社	主要な営業所	(国 内) 本 社 東京都港区港南2丁目15番2号 札幌支店、東北支店(仙台市)、関東支店(さいたま市)、東京本店(東京都港区)、 横浜支店、北陸支店(新潟市)、名古屋支店、京都支店、大阪本店、神戸支店、 広島支店、四国支店(高松市)、九州支店(福岡市) (海 外) アジア支店(シンガポール)、北米支店(フォスターシティ)
	研 究 所	技術研究所(東京都清瀬市)
	海 外 事 務 所	ロンドン、オークランド、シドニー、グアム、台北、ジャカルタ、ハノイ、 プノンペン、クアラルンプール、バンコック、ダッカ、ドバイ
子 会 社	大林道路株式会社(東京都港区)	
	株式会社内外テクノス(東京都千代田区)	
	大林ファシリティーズ株式会社(東京都千代田区)	
	オーク設備工業株式会社(東京都中央区)	
	株式会社サイプレス・スナダヤ(愛媛県西条市)	
	大林新星和不動産株式会社(東京都港区)	
	株式会社大林クリーンエナジー(東京都港区)	
	株式会社オーシー・ファイナンス(東京都港区)	
	大林U S A(フォスターシティ)	
	大林カナダホールディングス(トロント)	
	ジャヤ大林(ジャカルタ)	
	タイ大林(バンコック)	
	台湾大林組(台北)	
	大林シンガポール(シンガポール)	
	大林ベトナム(ホーチミン)	
大林プロパティーズUK(ロンドン)		
大林クリーンエナジーニュージーランド(オークランド)		

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

(単位：名)

区 分		従業員数	前期末比増減
建設事業	国内建築	8,373	+72
	海外建築	3,662	+337
	国内土木	3,539	+59
	海外土木	1,601	+223
	計	17,175	+691
不動産事業		331	+6
その他の事業		525	+29
合 計		18,031	+726

<参考：大林組単体の従業員の状況>

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9,472名	+86名	42.0歳	15.9年

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	99,972
株式会社三井住友銀行	39,771
日本生命保険相互会社	17,470
農林中央金庫	10,060

2 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 1,224,335,000株（前期末比 増減なし）

(2) 発行済株式総数 691,811,346株（前期末比△29,698,300株）

(注) 2025年8月29日付及び2026年1月30日付で自己株式の消却を行い、それぞれ14,558,600株、15,139,700株減少しております。

(3) 株主数 94,769名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	106,729千株	15.51%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	49,983	7.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	25,222	3.66
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	17,914	2.60
大 林 剛 郎	16,944	2.46
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	14,633	2.13
大 林 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	12,608	1.83
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	9,290	1.35
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 2	9,171	1.33
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社 B N Y M	8,973	1.30

(注) 持株比率は自己株式数（3,575,718株）を控除して計算しております。

(5) 役員に交付した株式

当社は、事業報告「4（6）役員の報酬等の内容及び決定方法等」に記載のとおり、取締役（社外取締役及び海外居住者を除く）を対象とした退任時交付型の業績連動株式報酬制度を導入しております。

当期においては、同制度に係る株式支給の対象となる取締役であった者1名に対し、以下のとおり交付しております。

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	132,486株	1名

(6) | その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年2月10日開催の取締役会決議に基づき、当期において、自己株式8,670,200株を取得しております。当該株式に前期取得分5,888,400株を加えた14,558,600株については、同年8月8日開催の取締役会決議に基づき同年8月29日に消却しております。

また、2025年8月8日開催の取締役会決議に基づき、自己株式15,139,700株を取得し、2026年1月22日開催の取締役会決議に基づき同年1月30日に消却しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
大林 剛 郎	取締役会長 兼 取締役会議長		
佐藤 俊 美	代表取締役 社長兼 CEO		
笹川 淳	代表取締役 副社長執行役員	建築全般・営業総本部長	
佐々木 嘉 仁	代表取締役 副社長執行役員	土木全般・土木本部長	
折井 雅 子	取締役		東宝(株)社外取締役 監査等委員
加藤 広 之	取締役		
黒田 由 貴 子	取締役		日本オラクル(株)社外取締役 積水ハウス(株)社外取締役 参天製薬(株)社外取締役
注連 浩 行	取締役		(株)ダイヘン 社外監査役
池川 喜 洋	取締役		東洋製罐グループホールディングス(株) 社外取締役
岡野 英 一 郎	常勤監査役		
渡邊 勲	常勤監査役		
山口 悦 弘	監査役		
水谷 英 滋	監査役		公認会計士水谷英滋事務所 所長 シンバイオ製薬(株)社外取締役 監査等委員
栗山 信 也	監査役		

- (注) 1 取締役折井雅子氏、取締役加藤広之氏、取締役黒田由貴子氏、取締役注連浩行氏及び取締役池川喜洋氏は、社外取締役であります。
 2 監査役山口悦弘氏、監査役水谷英滋氏及び監査役栗山信也氏は、社外監査役であります。
 3 取締役黒田由貴子氏は、2025年6月23日をもって(株)セブン銀行 社外取締役を退任しております。
 4 監査役水谷英滋氏は、2025年6月25日をもって(株)J-オイルミルズ 社外監査役を退任しております。
 5 取締役折井雅子氏、取締役加藤広之氏、取締役黒田由貴子氏、取締役注連浩行氏及び取締役池川喜洋氏並びに監査役山口悦弘氏、監査役水谷英滋氏及び監査役栗山信也氏は、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
 6 監査役水谷英滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役の各氏と、会社法第423条第1項の責任について、各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の概要等

当社は、優秀な人材確保と職務執行の過度な萎縮防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要等は以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社及び対象子会社（※）の取締役、監査役、執行役員及び会社法上の重要な使用人

② 保険契約の内容の概要

ア 保険料の負担

全額を当社及び対象子会社で負担しております。

イ 補償内容

被保険者が行った行為（不作為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。

ウ 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意等による損害は保険の対象外となる旨の免責事由を設けております。

（※）当該保険契約の対象子会社：

北米及び英国所在の法人を除く当社出資比率50%超の法人。ただし、当社が代表企業のP F I事業のS P Cは出資比率にかかわらず対象

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数 (名)
		基本報酬 (金銭報酬)	業績連動金銭報酬 (金銭報酬)	業績連動株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役	588	407	84	96	10
(うち社外取締役)	(78)	(78)	(—)	(—)	(5)
監査役	114	114	—	—	5
(うち社外監査役)	(44)	(44)	(—)	(—)	(3)

(注) 上記には、2025年6月26日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の分が含まれております。

(6) 役員の報酬等の内容及び決定方法等

① 基本方針

取締役及び執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬については、優秀な人材を確保するとともに、業績の向上・企業価値の増大に対する各取締役等へのインセンティブ効果が発揮されるよう、役位ごとの職責に応じてあらかじめ定めた固定額が支給される基本報酬に加え、業績への貢献実績等に応じて事業年度ごとに業績連動金銭報酬（賞与）及び業績連動株式報酬の額等を決定することを基本方針としています。報酬等の内容についての決定方針は、取締役会の諮問機関である報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定しています。

業績連動報酬は、短期業績連動報酬（S T I）としての金銭報酬（賞与）及び株式報酬、中長期業績連動報酬（L T I）としての株式報酬で構成しています。

また、監査役の報酬については、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、優秀な人材を確保するために必要な水準の額とすることを基本方針としています。

なお、業績連動金銭報酬（賞与）及び業績連動株式報酬の支給対象は、社内取締役及び執行役員としており、経営監督を担う社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬（固定の金銭報酬）のみを支払うこととしています。

- ② 基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の個人別の報酬等の額に対する割合に関する決定方針
 基本報酬、業績連動金銭報酬（賞与）及び株式報酬の種類別の割合については、上位の役位ほど業績連動部分及び株式報酬のウェイトが高まる構成とし、業績指標の達成度100%における代表取締役社長の報酬構成「基本報酬：短期業績連動報酬（賞与・短期業績連動株式報酬）：中長期業績連動報酬（固定支給株式報酬・中長期業績連動株式報酬）＝60：25：15」を目安に、報酬委員会の審議を経て取締役会が決定することとしています。

【報酬構成比率のイメージ】

			報酬ウェイト							
			代表取締役社長 兼 CEO		社長以外の代表取締役 及び取締役会長 兼 取締役会議長		左記以外の社内取締役		執行役員	
基本報酬			60%		70%		70%		80%	
S T I	金銭賞与	全社業績	15%	25%	10%	20%	5%	20%	5%	15%
		個人業績	0%		0%		5%		10%	
	株式報酬	全社業績	10%		10%		10%		0%	
L T I	株式報酬	全社業績	15%	15%	10%	10%	10%	10%	0%	5%
		固定支給	0%		0%		0%		5%	

- ③ 基本報酬（固定の金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定方針

ア 取締役等

基本報酬（固定の金銭報酬）については、役位に応じた報酬額のテーブルを定め、これに基づいて毎事業年度終了時に報酬委員会が次年度の個人別の報酬等の額（年額）を決定します。当該テーブルは、報酬委員会の審議を経て、取締役会が定めることとしています。

基本報酬（固定の金銭報酬）は、定められた報酬額（年額）を12等分した額を毎月金銭で支払います。

なお、2021年6月24日開催の第117回定時株主総会決議により、取締役に対する金銭報酬である基本報酬（固定の金銭報酬）及び業績連動金銭報酬（賞与）の総額は、年額720百万円以内とされています。上記の株主総会決議時における取締役は12名でした。

イ 監査役

監査役の協議により、常勤・非常勤等の別に応じて報酬額基準をあらかじめ策定し、当該基準に沿って、2005年6月29日開催の第101回定時株主総会決議に基づく月額10百万円以内を限度に、各監査役の報酬額を決定しています。なお、当該株主総会決議時における監査役は5名でした。

④ 業績連動金銭報酬（賞与）の内容及び額または算定方法並びに業績指標の内容の決定方針

ア 目的及び概要

業績連動金銭報酬（賞与）は、事業年度ごとの業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、あらかじめ定めた全社業績指標及び個人目標に基づき、各事業年度の当該業績指標及び個人目標の達成度等に応じて取締役等（社外取締役を除く。以下本項において同じ。）に対し、年1回、金銭にて支給することとしています。

取締役に対する業績連動金銭報酬（賞与）については、2021年6月24日開催の第117回定時株主総会において、基本報酬と合わせて年額720百万円以内で支給することが決議されています。なお、上記の株主総会決議時における本報酬の支給対象となる取締役は7名でした。

イ 個人別の業績連動金銭報酬（賞与）の算定方法

【全社業績指標に基づく業績連動金銭報酬（賞与）】

業績連動金銭報酬（賞与）の算定の基礎とする全社業績指標については、原則として、「中期経営計画」等で掲げる経営指標の中から、報酬委員会における審議を経て当社取締役会における決議により対象となる事業年度開始前までにあらかじめ決定することとしています。対象となる事業年度終了後、当該業績指標の達成度に応じて、最大値1.5から最小値0の間であらかじめ定めた係数（インセンティブカーブ）に基づき、個々の取締役等の報酬額を決定します。なお、係数の決定については業績指標の達成度100%を基準としています。

<算定方法>

「中期経営計画2022」で掲げている主な経営指標であることから「連結営業利益」及び「EPS」を業績指標として採用し、以下の算定式を用いて算定しています。

全社業績連動金銭報酬（賞与）＝対象者の賞与基準額（注1）×短期業績連動係数（注2）

（注1）賞与基準額：対象者の基本報酬額に役位ごとに定める割合（※）を乗じた額

（※）役位ごとに定める報酬構成比率に基づく

(注2) 短期業績連動係数 (小数点第2位未満を四捨五入)

<取締役会長 兼 取締役会議長以外の代表取締役、取締役>
短期業績連動係数 = 連結営業利益係数 (※1) × 40% + E P S 係数 (※3) × 60%

<取締役会長 兼 取締役会議長>
短期業績連動係数 = E P S 係数 (※3) × 100%

<執行役員>
短期業績連動係数 = 連結営業利益係数 (※1) × 100%

(※1) 連結営業利益係数

$$\text{連結営業利益係数} = \frac{\text{対象事業年度 (2025年度) の連結営業利益額 : 1,946億円} - 500\text{億円}}{\text{連結営業利益基準値 (※2) } - 500\text{億円}}$$

(※2) 連結営業利益基準値 : 1,142億円

$$\begin{aligned} &= \text{前年度 (2024年度) の連結営業利益} \times 50\% \\ &+ \text{前々年度 (2023年度) の連結営業利益} \times 30\% \\ &+ \text{前々々年度 (2022年度) の連結営業利益} \times 20\% \end{aligned}$$

連結営業利益係数は、対象事業年度の連結営業利益額が連結営業利益基準値と同額となった場合を1.0とします。また、上限は1.5とし、対象事業年度の連結営業利益額が500億円以下となった場合は、連結営業利益係数は下限の0とします。

なお、2025年度の連結営業利益係数は上記算定の結果、1.5となりました。

(※3) E P S (1株当たり当期純利益) 係数

$$\text{E P S 係数} = \frac{\text{対象事業年度 (2025年度) の E P S : 249.42円} - \text{E P S 下限値 (※4)}}{\text{E P S 基準値 (※5) } - \text{E P S 下限値 (※4)}}$$

E P S は次のとおり算出します。

E P S = 対象事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 発行済株式総数 (自己株式を除く期中平均)

(※4) E P S 下限値 : 48.85円

$$= \frac{350\text{億円}}{\text{前年度 (2024年度) の発行済株式総数 (自己株式を除く期中平均)}}$$

(※5) E P S 基準値 : 155.01円

$$\begin{aligned} &= \text{前年度 (2024年度) の E P S} \times 50\% \\ &+ \text{前々年度 (2023年度) の E P S} \times 30\% \\ &+ \text{前々々年度 (2022年度) の E P S} \times 20\% \end{aligned}$$

E P S 係数は、対象事業年度の E P S が、E P S 基準値と同額となった場合を 1.0 とします。また、上限は 1.5 とし、対象事業年度の E P S が E P S 下限値以下となった場合は、E P S 係数は下限の 0 とします。

なお、2025 年度の E P S 係数は上記算定の結果、1.5 となりました。

【個人目標に基づく業績連動金銭報酬（賞与）】

個人目標については、各取締役等の担当職務等に基づき毎事業年度期初に個別に設定し、対象となる事業年度終了後、当該目標の達成度を報酬委員会が査定し、報酬委員会における審議を経て当社取締役会における決議によりあらかじめ定めた評価テーブルに当てはめることにより、個々の取締役等の報酬額を決定します。

<算定方法>

「中期経営計画2022」で掲げている主な経営指標であることから、業績指標には、対象者の所管事業に係る「営業利益」を採用し、以下の方法を用いて金額を算定しています。

個人業績連動金銭報酬（賞与）＝対象者の賞与基準額（注1）×個人業績連動係数（注2）

（注1）賞与基準額：対象者の基本報酬額に役位ごとに定める割合（※）を乗じた額

（※）役位ごとに定める報酬構成比率に基づく

（注2）個人業績連動係数

個人業績連動係数は、対象事業年度に係る所管事業の営業利益額当初計画値に対する達成度（定量評価）及び計画達成に向けた取組結果（定性評価）を基に報酬委員会が評価を決定し、取締役会における決議によりあらかじめ定めた上限を 1.3、下限を 0.7 とする下記の評価テーブルに当該評価を当てはめることにより、決定します。

<取締役：3段階>

達成度	120%以上	120%未満～ 100%以上	100%未満
係数	1.3	1.0	0.7

<執行役員：7段階>

達成度	115%以上	115%未満～ 110%以上	110%未満～ 105%以上	105%未満～ 100%以上
係数	1.3	1.2	1.1	1.0

達成度	100%未満～ 90%以上	90%未満～ 80%以上	80%未満
係数	0.9	0.8	0.7

⑤ 株式報酬（業績連動非金銭報酬）の内容及び額若しくは数または算定方法並びに業績指標の内容の決定方針

ア 目的及び概要

株式報酬制度については、特に中長期的な業績の向上と企業価値・株主価値の増大への貢献意識を高めることを主たる目的として、役位に応じた職責及びあらかじめ定めた業績指標の達成度等に基づき、取締役等（社外取締役及び海外居住者を除く。以下本項において同じ。）に当社株式を報酬として支給するものとしています。

具体的には、役員報酬B I P信託と称される仕組みを採用し、当社が拠出した金員を原資として信託を通じて取得された当社株式を、各事業年度で算定・付与されるポイントに応じて、取締役等に交付します。株式報酬の内訳としては、役位に応じた職責に基づきあらかじめ定めた数の株式を支給する「固定支給株式報酬」（固定支給部分）と、業績指標の達成度等に応じて支給する株式数が変わる変動支給部分で構成され、さらに変動支給部分については、短期業績指標の達成度に応じて支給される「短期業績連動株式報酬」と、中長期業績指標の達成度に応じて支給される「中長期業績連動株式報酬」に分かれます。なお、株式報酬はすべて退任時交付型であり、固定支給株式報酬についても中長期業績に応じて株価が変動し退任時の受取価値が増減することから、中長期業績連動報酬（L T I）に位置付けるものとしています。

【株式報酬の内訳】

位置付け	種 類	
短期業績連動報酬（S T I）	(変動支給部分)	短期業績連動株式報酬
中長期業績連動報酬（L T I）		中長期業績連動株式報酬
		(固定支給部分)

信託の対象期間は連続する3事業年度とし、対象期間ごとに1,000百万円を上限とする金員を拠出し、信託を設定します。信託された金員を原資として、対象期間内の上限数を990,000株として、株式市場から当社株式を取得します。

信託期間の満了時において信託契約を延長する場合には、期間は3年間とし、合計1,000百万円の範囲内で追加拠出を行い、延長された期間中、取締役等へのポイントの付与を継続します。ただし、追加拠出を行う場合において、延長前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される金員の合計で1,000百万円の範囲内とします。

なお、2021年6月24日開催の第117回定時株主総会において、3事業年度を対象とした信託の上限金額300百万円以内としていた株式報酬制度（2015年6月26日開催の第111回定時株主総会において決議）を改定し、信託の上限金額を1,000百万円に増額すること等が決議さ

れています。第117回定時株主総会決議時における株式報酬制度の支給対象となる取締役は7名、執行役員は52名の計59名でした。

イ 個人別の業績連動株式報酬（付与される株式数）の算定方法及び上限 ＜ポイントの付与及び算定方法＞

信託期間内の毎年5月に、前年4月1日から同年3月末日までの期間を対象として、対象期間中に当社の取締役等として在任していた者（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む）に対し、下記に定める算定方法に従い算定された数のポイントを付与します。信託期間内に、取締役等に付与する1年当たりのポイント総数の上限は、短期業績連動株式報酬、中長期業績連動株式報酬及び固定支給株式報酬を合わせて330,000ポイントとします。

なお、取締役等へ付与されるポイントの算定方法は後掲のとおりです。

【固定支給株式報酬のポイント算定】

対象期間中における役位ごとの職責に応じた付与ポイント数のテーブルを、報酬委員会の審議を経て取締役会であらかじめ定め、当該テーブルに基づいて報酬委員会が取締役等へ付与するポイントを算定します。

【業績連動株式報酬のポイント算定】

ポイントの算定の基礎とする全社業績指標については、原則として、短期業績連動株式報酬及び中長期業績連動株式報酬ともに、「中期経営計画」等で掲げる経営指標の中から、報酬委員会における審議を経て当社取締役会における決議により対象となる事業年度開始前までにあらかじめ決定し、対象となる事業年度終了後、当該業績指標の達成度に応じて、最大値1.5から最小値0の間であらかじめ定めた係数（インセンティブカーブ）に基づき、取締役等へ付与するポイントを算定します。なお、係数の決定については業績指標の達成度100%を基準とし、また、短期業績連動株式報酬に関しては事業年度ごとの業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、中長期業績連動株式報酬に関しては中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的にそれぞれ別個で全社業績指標及び係数の設定を行うものとしています。

＜付与される株式数の算定方法＞

受益者要件を満たす取締役等が退任する場合（または死亡した場合）、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時（または死亡時）までに付与されていた累計ポイント数に応じて1ポイントにつき1株の当社株式を信託から交付します。（ただし、単元未満株式については、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を給付します。）

<ポイント算定方法>

・短期業績連動株式報酬

「中期経営計画2022」で掲げている主な経営指標であることから「連結営業利益」及び「EPS」を業績指標として採用し、以下の算定式を用いてポイントを算定しています。

$$\text{個人別ポイント数} = \text{対象者の役位ポイント（注1）} \times \text{短期業績連動係数（注2）}$$

（注1）役位ポイントは59頁に記載のとおりです。

（注2）短期業績連動係数は【**全社業績指標に基づく業績連動金銭報酬（賞与）**】(52頁)に記載の短期業績連動係数に同じです。

・中長期業績連動株式報酬

「中期経営計画2022」で掲げている主な経営指標であることから「ROE」を業績指標として採用しています。また、これに加えて、ESGに関連する複数の非財務指標を採用し、以下の算定式を用いてポイントを算定しています。

$$\text{個人別ポイント数} = \text{対象者の役位ポイント（注1）} \times \text{中長期業績連動係数（注2）}$$

（注1）役位ポイントは59頁に記載のとおりです。

（注2）中長期業績連動係数（小数点第2位未満を四捨五入）

取締役会長 兼 取締役会議長以外の代表取締役、取締役		取締役会長 兼 取締役会議長	
ROE係数（※1）	×60%	ROE係数（※1）	×50%
+ T S R係数（※3）	×20%	+ T S R係数（※3）	×30%
+ CO2排出削減量係数（※4）	×5%	+ CO2排出削減量係数（※4）	×5%
+ 死亡事故・重大災害係数（※5）	×5%	+ 死亡事故・重大災害係数（※5）	×5%
+ 従業員満足度係数（※6）	×10%	+ 従業員満足度係数（※6）	×10%

（※1）ROE（自己資本利益率）係数

$$\text{ROE係数} = \frac{\text{対象事業年度（2025年度）のROE：14.4\% - 5\%}}{\text{ROE基準値（※2） - 5\%}}$$

（※2）ROE基準値 = 中期経営計画におけるROE目標値：10%

ROE係数は、対象事業年度のROEがROE基準値と同額となった場合を1.0とします。また、上限は1.5とし、対象事業年度のROEが5%以下となった場合は、ROE係数は下限の0とします。

なお、2025年度のROE係数は上記算定の結果、1.5となりました。

(※3) T S R (株主総利回り) 係数

T S R 係数は、比較対象として選定した同業3社（鹿島建設、清水建設、大成建設）と当社の対象事業年度のT S Rを比較した順位に応じて上限を1.5、下限を0とし、以下の表のとおり決定します。

順位	1位	2位	3位	4位
係数	1.5	1.0	0.5	0

T S Rは、次のとおり算出します。

$$T S R = (\text{算出対象事業年度末株価} + 1 \text{株当たりの配当額} 5 \text{年累計} (4 \text{事業年度前} \sim \text{対象事業年度})) \div \text{対象事業年度の} 5 \text{事業年度前期末株価}$$

2025年度のT S R係数は上記算定の結果、1.0となりました。

(※4) CO2排出削減量係数

CO2排出削減量係数は、「中期経営計画2022」に定める削減目標値（2030年度に2019年度比46.2%減。46.2%÷11年（2020～2030年度）＝4.2%減/年）を基に対象事業年度の削減目標を決定します。

2020年度からの経過年数に応じた累計削減率目標（4.2%×経過年数）を各事業年度の基準値とします。対象事業年度末の基準値に対する達成度に応じて上限を1.5、下限を0.5とし、以下の表のとおり係数を決定します。

削減目標比	120%超	120～110%	110～90%	90～80%	80%未満
係数	1.5	1.3	1.1	0.7	0.5

2025年度の削減目標率25.2%に対する達成度は100%となり、CO2排出削減量係数は1.1となりました。

(※5) 死亡事故・重大災害係数

対象事業年度の死亡事故・重大災害の発生件数に応じて、以下の表のとおり決定します。

発生件数	ゼロ件	1件以上発生
係数	1.0	0

2025年度は死亡事故・重大災害が発生したため、死亡事故・重大災害係数は0となりました。

(※6) 従業員満足度係数

社内アンケートにおいて算出する「従業員幸福度短観指数」を基に、以下の表のとおり決定します。

従業員満足度	100～90%ポイント	90～80%ポイント	80～70%ポイント	70～60%ポイント	60%ポイント未満
係数	1.5	1.3	1.1	0.7	0.5

2025年度の従業員幸福度短観指数は67.9%ポイントとなり、従業員満足度係数は0.7となりました。

・固定支給株式報酬

固定支給株式報酬は取締役を兼務しない執行役員のみを支給対象とし、下表「役位ポイント」のとおりポイントを付与します。

・役位ポイント

役位	短期業績連動 株式報酬	中長期業績連動 株式報酬	固定支給 株式報酬
取締役会長 兼 取締役会議長	7,000	7,000	—
代表取締役社長 兼 CEO	10,000	15,000	—
代表取締役副社長執行役員	5,400	5,400	—
取締役副社長執行役員	5,000	5,000	—
取締役専務執行役員	3,900	3,900	—
取締役常務執行役員	3,600	3,600	—
取締役執行役員	3,100	3,100	—
副社長執行役員	—	—	1,900
専務執行役員	—	—	1,400
常務執行役員	—	—	1,300
執行役員	—	—	1,000

業績連動株式報酬のポイント算定に当たっては、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

また、対象事業年度中に役位の異動があった者の役位ポイントは、在位月数により期間按分し、小数点以下を四捨五入します。

⑥ 取締役等の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項及び当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

基本報酬（固定の金銭報酬）に関する役員報酬テーブル及び業績連動報酬に関する各業績指標、インセンティブカーブ、個人評価テーブル、株式報酬に係るポイントの算定方法並びに役位ごとの報酬の種類及びその割合等、株主総会からの授権範囲内で役員報酬制度及び支給基準を定める事項については、報酬委員会の審議を経て取締役会が定めることとしています。

当事業年度に係る個人目標の達成度評価及び個人別報酬額の決定（株式報酬に係るポイントの付与を含む）については、取締役会からの委任を受け報酬委員会が決定しており、その算定方法は、あらかじめ報酬委員会の審議を経て取締役会において決定したものであることから、その算定結果についても報酬等の決定方針に沿ったものと判断しております。

なお、当社の報酬委員会は、委員長を社外取締役が務めるとともに、委員の過半数を社外取締役で構成しており、同委員会で審議を行うことにより、公正性・客観性を確保しております。

【当事業年度に係る報酬決定時の報酬委員会の構成】

基本報酬（固定の金銭報酬）の個人別の額の決定時（2025年3月26日）	業績連動報酬（金銭賞与及び株式報酬）の個人別の額または数の決定時（2026年5月13日）
委員長 加藤広之（社外取締役）	委員長 加藤広之（社外取締役）
委員 大林剛郎（取締役会長 兼 取締役会議長）	委員 大林剛郎（取締役会長 兼 取締役会議長）
委員 蓮輪賢治（代表取締役社長 兼 CEO）	委員 佐藤俊美（代表取締役社長 兼 CEO）
委員 佐藤俊美（代表取締役副社長執行役員）	委員 折井雅子（社外取締役）
委員 折井雅子（社外取締役）	委員 黒田由貴子（社外取締役）
委員 黒田由貴子（社外取締役）	委員 池川喜洋（社外取締役）
委員 池川喜洋（社外取締役）	

(7) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	重要な兼職先と当社との関係
取締役	折井雅子	東宝(株)社外取締役 監査等委員	記載すべき関係はありません。
	加藤広之		
	黒田由貴子	日本オラクル(株)社外取締役 積水ハウス(株)社外取締役 参天製薬(株)社外取締役	記載すべき関係はありません。
	注連浩行	(株)ダイヘン 社外監査役	記載すべき関係はありません。
	池川喜洋	東洋製罐グループホールディングス(株)社外取締役	記載すべき関係はありません。
監査役	山口悦弘		
	水谷英滋	公認会計士水谷英滋事務所 所長 シンバイオ製薬(株)社外取締役 監査等委員	記載すべき関係はありません。
	葉山信也		

- (注) 1 取締役黒田由貴子氏が2025年6月23日まで社外取締役を兼職していた(株)セブン銀行と当社との間に、記載すべき関係はありません。
2 監査役水谷英滋氏が2025年6月25日まで社外監査役を兼職していた(株)J-オイルミルズと当社との間に、記載すべき関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

【社外取締役】

氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
折井 雅子	当社とは異なる事業領域の企業経営経験者としての視点とESG経営やコンプライアンスに関する豊富な知見等に基づき、当社取締役会において、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただいております。また、推薦委員会委員長及び報酬委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくなど、同様に期待する役割を適切に果たしていただいております。 (当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)、推薦委員会7回すべてに出席(出席率100%)、報酬委員会8回すべてに出席(出席率100%))
加藤 広之	当社とは異なる事業領域の企業経営経験者としての視点とグローバルな事業戦略構築を経験した豊富な知見等に基づき、当社取締役会において、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただいております。また、報酬委員会委員長及び推薦委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくなど、同様に期待する役割を適切に果たしていただいております。 (当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)、推薦委員会7回すべてに出席(出席率100%)、報酬委員会8回すべてに出席(出席率100%))
黒田 由貴子	当社とは異なる事業領域の企業経営経験者としての視点とサステナビリティや組織開発における豊富な知見等に基づき、当社取締役会において、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただいております。また、報酬委員会及びサステナビリティ委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくなど、同様に期待する役割を適切に果たしていただいております。 (当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)、報酬委員会8回すべてに出席(出席率100%)、サステナビリティ委員会2回すべてに出席(出席率100%))
注連 浩行	経営トップの社長職等を歴任した企業経営経験者としての視点と事業戦略構築の豊富な知見等に基づき、当社取締役会において、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただいております。また、推薦委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくなど、同様に期待する役割を適切に果たしていただいております。 (当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)、推薦委員会7回すべてに出席(出席率100%))
池川 喜洋	当社とは異なる事業領域の企業経営経験者としての視点と長期経営計画の策定やサステナビリティにおける豊富な知見等に基づき、当社取締役会において、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、提言をいただいております。また、報酬委員会及びサステナビリティ委員会委員として第三者的な立場から当社のコーポレート・ガバナンスの運営・監督に寄与いただくなど、同様に期待する役割を適切に果たしていただいております。 (当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)、報酬委員会8回すべてに出席(出席率100%)、サステナビリティ委員会2回すべてに出席(出席率100%))

【社外監査役】

氏名	主な活動状況
山口 悦弘	国土交通行政に長年携わった豊富な経験に基づき、当社取締役会及び監査役会において、業務執行の適正性を確保するために必要な発言をいただくなど、当社の経営に対する適切な監査を実施いただいております。 (当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)、監査役会18回すべてに出席(出席率100%))
水谷 英滋	公認会計士としての専門的見地から、当社取締役会及び監査役会において、業務執行の適正性を確保するために必要な発言をいただくなど、当社の経営に対する適切な監査を実施いただいております。 (当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)、監査役会18回すべてに出席(出席率100%))
乗山 信也	経済産業行政や企業経営に長年携わった豊富な経験に基づき、当社取締役会及び監査役会において、業務執行の適正性を確保するために必要な発言をいただくなど、当社の経営に対する適切な監査を実施いただいております。 (当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)、監査役会18回すべてに出席(出席率100%))

(注) 当社が代表者を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」にて2024年10月4日に発生した労働災害に関し、当社社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたことについて、当社及び当社社員2名が、2026年3月24日付で横浜簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けました。

折井雅子氏、加藤広之氏、黒田由貴子氏、注連浩行氏及び池川喜洋氏は社外取締役として在任中、本事案の発生以前から取締役会での報告聴取並びにこれに対する意見表明等を通じて、各取締役の業務執行状況及び内部統制システムの運用状況を監視、監督するなど、法令違反等の予防を行ってまいりました。当該事案判明後は、再発防止に向けた実効性のある取組みを行うよう提言しており、その職責を十分に果たしております。

また、山口悦弘氏、水谷英滋氏及び乗山信也氏は社外監査役として在任中、業務監査等を通じて、各取締役の業務執行状況及び内部統制システムの運用状況を監視、監督するなど、法令違反等の予防を行ってまいりました。当該事案判明後は、再発防止に向けた実効性のある取組みに対する監視・検証を行っており、その職責を十分に果たしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)	
	支 払 額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	120
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	211

- (注) 1 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 当社の重要な子会社のうち(株)大林クリーンエナジーは千賀貴生公認会計士事務所及び太田諭哉公認会計士事務所の、大林USAはCliftonLarsonAllen LLPの、大林カナダホールディングス及び大林シンガポールはErnst & Young LLPの、ジャヤ大林はKAP Purwanto Susanti dan Surjaの、タイ大林はHLB Audit (Thailand) Limitedの、台湾大林組は安永聯合會計師事務所の、大林ベトナムはBDO Audit Services Company Limitedの、大林プロパティズUKはGoodman Jones LLPの監査を受けております。
- 3 監査役会は、会計監査人の前年度の職務遂行状況及び当年度の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適切であると判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、国内における公共工事入札に関する証明書発行業務等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会がその内容を決定した会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

体制の概要	当期における運用状況の概要
1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
(1) 法律上の機関（株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人）の設置	当社は、会社法の機関設置義務に則り、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役は社外取締役5名を含む9名を選任しており、取締役会は当期に15回開催しました。監査役は社外監査役3名を含む5名を選任しており、監査役会は当期に18回開催しました。
(2) 内部監査の実施	内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針及び内部監査計画に基づき内部監査実施計画を立案のうえ内部統制監査を実施し、同計画及びその実施状況を取締役に報告しました。
(3) 企業倫理委員会を中核とする企業倫理推進体制の構築・運用	社長を委員長とする企業倫理委員会が企業倫理の年間方針の策定及び実施状況の確認を行い、実務担任部門の部門長を中心とする企業倫理推進委員会が個々のプログラムを実施しました。これら委員会を当期に5回開催したほか、各本支店でも支店企業倫理委員会を当期に各3回開催しました。 また、企業倫理確立のため、企業倫理最高責任者（社長）のほか、企業倫理責任者（本社役員執行役員及び本支店長）、企業倫理推進者（各部門所属長）を設置し、企業倫理最高責任者から企業倫理責任者、企業倫理責任者から企業倫理推進者、企業倫理推進者から各部門所属員という形式で、毎年1回企業倫理職場内研修を実施しております。階層順に少人数で実施することで各部門の特性に応じた企業倫理上の注意事項などを討議する形式としております。
(4) 「独占禁止法遵守プログラム」の整備・運用	「独占禁止法遵守プログラム」で定める社内体制や具体的方策について、企業倫理委員会が当期の実施状況を自己点検し、同プログラムが適正に運用されていることを確認しました。
(5) 内部通報制度の整備・運用	当社グループ共通の内部窓口を当社企業倫理委員会事務局（本社総務部）及び監査役に、外部窓口を委託先の弁護士事務所に設置するとともに、日本国内の当社グループの事業に従事する外国人労働者向けの相談・通報窓口サービスを導入して、内部通報を受け付け、調査及び必要な是正措置を行いました。
(6) 「反社会的勢力排除プログラム」の整備・運用	「反社会的勢力排除プログラム」で定める社内体制や具体的方策について、企業倫理委員会が当期の実施状況を自己点検し、同プログラムが適正に運用されていることを確認しました。
(7) 「大林グループ贈賄防止プログラム」の整備・運用	役職員向けの教育、JVパートナー等の適正な採用手続きなど、「大林グループ贈賄防止プログラム」で定める個々の施策について、企業倫理委員会が当期の実施状況を自己点検し、同プログラムが適正に運用されていることを確認しました。
2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
(1) 情報の保存及び管理に関する規定の整備・運用	文書の保存・廃棄、情報セキュリティ及び機密情報保持に関する各種規定を整備・運用し、安全な管理体制を構築するとともに、eラーニングや研修テキスト配布など役職員に必要な教育を実施しました。
(2) 定期的な内部監査の実施	内部監査部門は、内部監査規程に基づく実地監査において、監査対象部門の情報の保存及び管理の運用状況を監査しました。

体制の概要	当期における運用状況の概要
3 損失の危険の管理に関する規程その他業務の適正を確保するための体制	
(1) 重要な意思決定の決裁権限の明確化	重要な意思決定事項については、取締役会会則及び経営会議規程等に定める付議基準に基づき取締役会及び経営会議に付議し、重要な意思決定を行っております。当期は取締役会を15回、経営会議を26回開催しました。
(2) 各部門におけるリスク管理	各部門は、業務プロセスに内在するリスクを把握し、必要な回避策や低減策を講じたうえで業務を遂行しております。また、内部監査部門が各部門のリスク管理状況を監査しております。
(3) 「危機管理対策規程」の整備・運用	危機管理対策規程に基づき危機管理委員会を設けており、危機の未然防止に努めるとともに、迅速かつ適切に危機情報の伝達及び危機対応を行うことができるよう、危機管理体制を整備・運用しております。
(4) 「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）」の整備・運用	「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）」に基づき、中央安全衛生総括責任者（安全本部長）を委員長とする中央安全衛生委員会が「2025年度安全衛生対策要項」を決定し、これに沿って本支店が特性に応じて策定したアクションプランを踏まえ、各事業場が安全衛生に関する目標や計画を策定したうえで、危険・有害要因の特定、除去・低減を基本として「計画－実施－評価－改善」の継続的な安全衛生管理活動を行いました。
(5) 災害時の事業継続計画（BCP）の整備・運用	災害時の事業継続計画（BCP）を策定しており、これに基づき全店共通及び各店個別の震災訓練を実施しました。
(6) 財務報告に係る内部統制の整備・運用	内部監査部門は、財務報告に係る内部統制の有効性に関して独立的な評価を行い社長に報告しました。また、社長は「内部統制報告書」において財務報告に係る内部統制が有効である旨を確認し、監査法人による内部統制監査の結果と合わせて取締役会に報告しました。

体制の概要	当期における運用状況の概要
4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
(1) 経営会議による詳細かつ迅速な意思決定	当社は、取締役及び執行役員の中からメンバーを選任して経営会議を開催し、重要な業務執行について詳細かつ迅速な意思決定を行っております。当期は経営会議を26回開催しました。
(2) 執行役員制度による効率的な業務執行	当社は、重要な意思決定・監督機能を担う取締役（社外取締役を含む）と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離する執行役員制度を設け、効率的な業務執行を実現しております。
(3) サステナビリティ課題に対する取締役会の実効的な監視・監督・関与	<p>環境・社会のサステナビリティ課題に関する取締役会の諮問機関として「サステナビリティ委員会」を、企業のサステナビリティ課題（企業統治や経営戦略等）に関する取締役会の下部組織として「取締役座談会」をそれぞれ設置し、両課題の検討、議論等を行っております。</p> <p>両会議体での検討・議論結果を踏まえて取締役会で議論することにより、サステナビリティ課題に関する取締役会の実効的かつ効率的な監視・監督・関与を実現するとともに、事業環境を的確にとらえた経営方針の決定を実現しております。</p>
5 当企業集団における業務の適正を確保するための体制	
(1) グローバル経営戦略室による指導・管理	グローバル経営戦略室がグループ会社に対する指導・管理を行っており、定常的な管理のほか、国内子会社を対象とする会議を開催し、グループ会社の業務全般にわたる指導等を行いました。
(2) 経営会議等におけるグループ会社の重要事項の審議	経営会議及び取締役会は、グループ会社から経営計画や業務執行状況の報告を受けたほか、グループ会社に関する重要な事項について付議基準に則り、随時、審議・決定しました。
(3) グループ会社への役員派遣	当社は、グループ各社に当社役職員を1名以上役員として派遣しております。派遣された当社役職員は、当該会社の業務の適正の確保に努めるとともに、法令もしくは定款に違反するおそれがある事実等を発見したときは、グローバル経営戦略室を通じて当社取締役及び監査役に対して報告する体制をとっております。
(4) グループ会社に対する内部監査の実施	当社内部監査部門は、内部監査規程の定めにより、財務報告に係る内部統制に関する基本方針及び内部監査計画に基づき、一部のグループ会社を対象に内部統制監査を実施しました。

体制の概要	当期における運用状況の概要
6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項	
(1) 監査役会及び監査役の補助部門として監査役室の設置	当社は、監査役会及び監査役の指揮命令の下に、業務執行部門から独立した監査役室を設置し、専従のスタッフを配置しております。また、社外の弁護士と顧問契約を締結し、法的な見地から助言・指導を受けております。
(2) 監査役室スタッフの取締役会指揮命令系統からの独立性の確保	監査役室のスタッフの異動時には、監査役会の同意を得ており、その人事評価は常勤監査役が行っております。また、監査役室のスタッフは業務執行部門を兼務しておりません。
(3) 監査役室スタッフへの指示の実効性の確保	監査役室は業務執行部門から独立しており、監査役室のスタッフへの指揮命令権は各監査役に属しております。
7 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
(1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制構築	取締役、執行役員及び使用人等は、法令等に違反するおそれがある事実等を発見したとき、または経営上の重要な事実の報告を監査役から求められたときは、監査役に対して報告する体制をとっております。また、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告しております。
(2) 重要な会議への監査役の出席	監査役は、取締役会、経営会議及び執行役員会議等の重要な会議に出席し（経営会議は常勤監査役のみ）、必要に応じて意見を述べております。
(3) 監査役と取締役との定期的会合の実施	監査役と取締役は、定期的に会合を開催し、経営方針を確認するほか、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見交換を行っております。
(4) 監査役の監査が実効的に行われるための環境整備	監査役は、取締役に対して監査役の監査が実効的に行われるための環境整備を図るよう要請できることとしており、取締役及び業務執行部門は監査役からの要請に適宜対応しております。
(5) 監査役への報告者の保護	監査役会は、監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制整備を監査役監査要綱に明記し、監査役への報告者の保護を図っております。
8 監査費用等の処理に係る方針に関する事項	
(1) 監査役の監査費用または債務の負担	監査役の職務の執行について生じる費用または債務は当社が負担しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)	3,143,449	(負債の部)	1,826,983
流動資産	1,778,543	流動負債	1,429,526
現金預金	430,885	支払手形・工事未払金等	594,367
受取手形・完成工事未収入金等	1,083,224	電子記録債務	87,635
電子記録債権	15,112	短期借入金	75,203
有価証券	9,791	1年内返済予定のノンリコース借入金	8,510
販売用不動産	24,103	1年内償還予定の社債	66
未成工事支出金	49,758	リース債務	2,950
不動産事業支出金	38,274	未払法人税等	41,810
PFI等棚卸資産	1,545	未成工事受入金	299,979
その他の棚卸資産	12,568	預り金	195,692
未収入金	89,594	完成工事補償引当金	2,977
その他	30,555	工事損失引当金	8,575
貸倒引当金	△6,871	その他	111,757
固定資産	1,364,906	固定負債	397,457
有形固定資産	792,967	社債	60,009
建物・構築物	230,151	長期借入金	144,299
機械、運搬具及び工具器具備品	83,082	ノンリコース借入金	55,977
土地	453,952	リース債務	9,464
リース資産	7,223	繰延税金負債	23,859
建設仮勘定	18,557	再評価に係る繰延税金負債	17,736
無形固定資産	63,111	役員株式給付引当金	703
投資その他の資産	508,827	退職給付に係る負債	50,528
投資有価証券	339,322	その他	34,877
長期貸付金	3,070	(純資産の部)	1,316,466
繰延税金資産	2,152	株主資本	994,986
退職給付に係る資産	13,688	資本金	57,752
その他	150,811	資本剰余金	41,288
貸倒引当金	△217	利益剰余金	905,459
資産合計	3,143,449	自己株式	△9,514
		その他の包括利益累計額	263,438
		その他有価証券評価差額金	147,730
		繰延ヘッジ損益	21,776
		土地再評価差額金	21,278
		為替換算調整勘定	65,396
		退職給付に係る調整累計額	7,255
		非支配株主持分	58,041
		負債純資産合計	3,143,449

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	2,409,378	
不動産事業等売上高	176,880	2,586,258
売上原価		
完成工事原価	2,080,668	
不動産事業等売上原価	140,898	2,221,567
売上総利益		
完成工事総利益	328,710	
不動産事業等総利益	35,981	364,691
販売費及び一般管理費		170,012
営業利益		194,678
営業外収益		
受取利息	5,234	
受取配当金	6,822	
為替差益	3,599	
その他	3,628	19,284
営業外費用		
支払利息	5,311	
外国源泉税	2,780	
その他	1,675	9,767
経常利益		204,195
特別利益		
投資有価証券売却益	48,986	
その他	859	49,846
特別損失		
減損損失	1,712	
固定資産除却損	1,210	
投資有価証券評価損	898	
その他	809	4,631
税金等調整前当期純利益		249,410
法人税、住民税及び事業税	74,497	
法人税等調整額	△2,848	71,648
当期純利益		177,761
非支配株主に帰属する当期純利益		4,001
親会社株主に帰属する当期純利益		173,759

計算書類

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)	2,101,094	(負債の部)	1,227,905
流動資産	1,161,225	流動負債	1,016,969
現金預金	182,981	支払手形	805
受取手形	3,117	電子記録債務	92,111
電子記録債権	12,830	工事未払金	386,743
完成工事未収入金	756,465	不動産事業等未払金	2,921
不動産事業等未収入金	9,600	短期借入金	44,650
販売用不動産	3,026	リース債務	5
未成工事支出金	46,508	未払金	9,205
不動産事業等支出金	4,198	未払費用	29,168
短期貸付金	16,401	未法人税等	34,936
未収入金	75,690	未成工事受入金	197,949
その他	50,489	不動産事業等受入金	5,679
貸倒引当金	△85	預り金	178,077
固定資産	939,868	完成工事補償引当金	2,324
有形固定資産	304,843	工事損失引当金	6,840
建物・構築物	83,494	従業員預り金	23,921
機械・運搬具	15,654	その他	1,629
工具器具・備品	4,385	固定負債	210,936
土地	197,325	社債	60,000
リース資産	19	長期借入金	68,792
建設仮勘定	3,963	リース債務	16
無形固定資産	8,942	繰延税金負債	13,264
投資その他の資産	626,082	再評価に係る繰延税金負債	14,600
投資有価証券	296,864	退職給付引当金	42,595
関係会社株式・関係会社出資金	309,227	役員株式給付引当金	703
長期貸付金	9,257	関係会社事業損失引当金	2,001
破産更生債権等	610	その他	8,961
前払年金費用	3,471	(純資産の部)	873,189
その他	8,441	株主資本	708,608
貸倒引当金	△1,789	資本金	57,752
資産合計	2,101,094	資本剰余金	41,694
		資本準備金	41,694
		利益剰余金	618,676
		利益準備金	14,438
		その他利益剰余金	604,238
		固定資産圧縮積立金	2,177
		別途積立金	460,000
		繰越利益剰余金	142,060
		自己株式	△9,514
		評価・換算差額等	164,580
		その他有価証券評価差額金	147,834
		土地再評価差額金	16,745
		負債純資産合計	2,101,094

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	1,474,003	
不動産事業等売上高	35,987	1,509,991
売上原価		
完成工事原価	1,245,803	
不動産事業等売上原価	29,729	1,275,533
売上総利益		
完成工事総利益	228,200	
不動産事業等総利益	6,258	234,458
販売費及び一般管理費		104,505
営業利益		129,952
営業外収益		
受取利息及び配当金	41,292	
その他	9,094	50,387
営業外費用		
支払利息	1,878	
外国源泉税	2,780	
その他	1,073	5,732
経常利益		174,607
特別利益		
投資有価証券売却益	48,973	
その他	3,090	52,064
特別損失		
関係会社事業損失	5,763	
投資有価証券評価損	898	
その他	672	7,335
税引前当期純利益		219,336
法人税、住民税及び事業税	59,686	
法人税等調整額	△3,192	56,494
当期純利益		162,842

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社 大林組
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 陽 子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大林組の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大林組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社 大林組
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 陽子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大林組の2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求める等監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の労働安全衛生法違反につきましては、監査役会として再発防止策の実施状況を監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

株式会社 大林組 監査役会

常勤監査役 岡野 英一郎 ㊟

常勤監査役 渡邊 勲 ㊟

社外監査役 山口 悦弘 ㊟

社外監査役 水谷 英滋 ㊟

社外監査役 葉山 信也 ㊟

以上

(ご参考)

ニュース&トピックス

2027年国際園芸博覧会 (GREEN×EXPO 2027) のUrban GX Villageに出展します

当社グループは、持続可能な社会の実現を目指し、長期ビジョン「Obayashi Sustainability Vision 2050」において、2050年のあるべき姿を「地球・社会・人」と当社グループのサステナビリティ実現と定義し、人々が集う空間や街、環境等のサステナビリティに係る社会課題に多様なソリューションを提供しています。

こうした取組みの一環として、当社は、2027年に横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会 (GREEN×EXPO 2027) のUrban GX Villageに出展します。同博覧会は「幸せを創る明日の風景」をテーマとしており、植物の自然資本財としての多様な価値を再認識し、持続可能な未来と誰もが取り残されない社会の形成に植物を活用するとともに、自然との共生や幸福感を、新たな明日の風景として可視化していくことを目指しています。

当社の展示館「大林組 モリソラミライ」では、「New Sustainable Life with MAKE BEYOND」を出展コンセプトに掲げ、当社が描く「自然で心地よい幸せが続く」社会の実現に向けた考え方・構想を発信します。

展示館の建屋は、建設現場で用いられるリユース可能な仮設材をふんだんに利用し、通常これらの仮設材によって閉じられた建設現場 (つくる場) を社会に開いていくことをイメージしています。また、外観を「拓く (開拓) カタチ=切り株の造形」とすることで、未来を切り拓いていく大林組を表現しています。

館内では、自然と共生する理想都市「もりの国」と、宇宙との暮らしが日常になった「そらの国」を舞台とした未来のものづくりを体験していただけます。

当社は、同博覧会への出展を通じて、当社グループが見据える「サステナブルな未来社会」に対する考え方や、当社グループが掲げるブランドビジョン「つくるを拓く」への思いを共有し、中長期的な企業価値の向上を目指します。



当社の展示館「大林組 モリソラミライ」のパス

(注) 2026年4月時点の情報であり、今後変更となる場合があります。

詳細は以下の当社ウェブサイトをご覧ください。

「GREEN×EXPO 2027 特設サイト」

<https://expo2027yokohama.obayashi.co.jp/>



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
期末配当金 受領株主確定日	3月31日
中間配当金 受領株主確定日	9月30日
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告 公告掲載URL (https://www.obayashi.co.jp/koukoku/index.html)
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について

【証券会社で口座を開設されている株主様】
口座を開設されている証券会社にご連絡下さい。
【証券会社で口座を開設されていない株主様(特別口座の株主様)】
特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行株式会社)にご連絡下さい。

※未払配当金のお支払いにつきましては、どちらの株主様も株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行株式会社)が承ります。

**単元未満株式の
買取手数料** 単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を
買った単元未満株式数で按分した額及び
これにかかる消費税額等の合計額

上場金融商品取引所 東京証券取引所

特別口座で株式を保有されている株主様へ

2009年の株券電子化移行時に株式会社証券保管振替機構へ預託されていなかった株式につきましては、当社が開設した【特別口座】で管理されております。特別口座の株式は証券市場で自由に売買することができないため、対象の株主様には以下のお手続きをご案内いたします。

■口座振替

特別口座に株式をお持ちの株主様が**単元株式(100株単位)**のお取引をされる場合は、特別口座と同一名義で開設された**証券会社の口座へ株式を振り替えていただく必要があります**ので、特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行株式会社)へお問い合わせ下さい。

証券会社に口座をお持ちでない株主様は、事前に口座をご開設下さい。口座の開設手続き等につきましては、お取引予定の証券会社にお問い合わせ下さい。

■単元未満株式の買取請求

100株に満たない株式(単元未満株式)につきましては、株主様は当社に対して買取請求(売却)する制度をご利用いただけます。買取請求される場合は上記の口座振替の必要がなく、証券会社に口座をお持ちでない株主様でも売却が可能です。

なお、お持ちの株式のうち単元株式につきましては、当社への買取請求はできず、お取引をされる場合は上記の口座振替が必要となります。

※買取価格は買取請求に必要な書類が三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部に到着した日の東京証券取引所における最終売買価格となります。

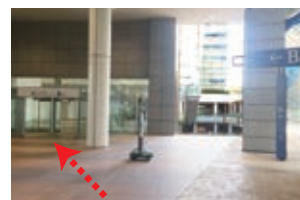
※買取手数料として、単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を買取った単元未満株式数で按分した額及びこれにかかる消費税額等の合計額をご負担いただきます。

定時株主総会会場ご案内図

東京都港区港南2丁目15番2号

品川インターシティB棟 当社本社（3階講堂）

電話 03-5769-1017



③ 品川インターシティB棟



② スカイウェイ



① JR品川駅港南口（東口）

- JR品川駅より 徒歩 10分
- 京急品川駅より 徒歩 11分

駅の改札を出て、港南口方面へお進みいただき、スカイウェイを通り品川インターシティB棟までお越し下さい。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。